



南会津町

新型コロナウイルス感染症に関する 支援制度ガイドブック

(令和2年5月27日)



● 生活支援に関すること

特別定額給付金	6
子育て世代への臨時特別給付金	6
排水対策費給付金	7
町営住宅への一時入居	7
生活福祉資金制度による特例貸付（緊急小口資金）	8
生活福祉資金制度による特例貸付（総合支援資金）	8
母子父子寡婦福祉資金貸付金	9
住居確保給付金	9

● 猶予・減免に関すること

町税の猶予	10
県税の猶予	10
国税の猶予	11
上下水道料金の減免	11
介護保険料の猶予・減免	12
町営住宅使用料の減免	12
県立高等学校授業料の減免	13
高等教育修学支援新制度による支援	13

● 休業補償に関すること

雇用調整助成金（特例措置）	14
福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び支援金	14
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 （労働者に休暇を取得させた事業者向け）	15
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 （委託を受けて個人で仕事をする方向け）	15

● 資金繰りに関すること

持続化給付金	16
商業等持続化緊急対策事業補助金	16
小規模事業者等活性化補助金	17
飲食店応援前払利用券発行支援事業	17
セーフティネット保証制度	18
新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）	19
新型コロナウイルス対策特別資金（有利子型）	19
新型コロナウイルス感染症特別貸付 （小規模事業者、個人事業主向け）	20
新型コロナウイルス感染症特別貸付 （中小企業向け：日本政策金融公庫）	20
新型コロナウイルス感染症特別貸付 （中小企業向け：商工中金）	21
小規模事業者経営改善資金特別貸付（マル経融資）	21
生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付	22
生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付	22
新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度	23
緊急経済対策利子等補給事業	23
外的変化対応資金	24
セーフティネット貸付	24
衛生環境激変対策特別貸付	25
農林漁業セーフティネット資金	25

● 各種相談窓口

各種相談窓口案内	26～33
----------	-------

新型コロナウイルス感染症に関する支援 制度のご案内 (令和2年5月20日現在)

制度内容は日々更新されています。詳細については、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。



世帯や個人向け制度

生活支援

全世帯の家計を支援

特別定額給付金

町民1人あたり一律**10万円**
申請は、郵送またはオンラインで

南会津町 住民生活課 専用ダイヤル
0570-05-6733

P.6

子育て世帯を応援

子育て世代への
臨時特別給付金

子ども1人あたり一律**1万円**
申請は不要です(公務員を除く)

南会津町 健康福祉課
0241-62-6170

P.6

休業や失業等で
家計が維持できない

緊急小口資金
or 総合支援資金

2人以上の世帯：最大**60万円**
単身世帯：最大**45万円**

南会津町社会福祉協議会
0241-62-4169

P.8

休業や失業等で
住居を失った・失うかも

住居確保給付金

原則**3カ月**、最長**9カ月**
家賃相当額を支援

生活自立サポートセンター
0242-23-7445

P.9

猶予・減免

税金が支払えない

徴収猶予の特例制度

町税・県税・国税について
徴収猶予の特例制度があります

詳しくは、10ページから
ご覧ください

P.10

公共料金や保険料が
支払えない

町独自の減免制度

上下水道料金・介護保険料・町営
住宅使用料の減免制度があります

詳しくは、11ページから
ご覧ください

P.11

休業補償

雇用を維持できない

雇用調整助成金

労働者の休業手当や賃金等の一部
を助成します

ハローワーク南会津
0241-62-1101

P.14

感染症拡大防止のため
休業要請に協力した

福島県新型コロナウイルス感染症
拡大防止協力金及び支援金

県の休業養成に協力した事業者
に協力金及び支援金が支払われます

福島県休業協力金コールセンター
024-521-8575

P.14

資金繰り

売上が半減した

持続化給付金

中小・小規模：最大**200万円**
個人事業者：最大**100万円**

持続化給付金事業コールセンター
0120-115-570

P.16

町独自で事業活動を支援

商業等持続化緊急対策事業補助金
小規模事業者等活性化補助金

土地・建物等賃料：最大**20万円**
店舗改修等経費：最大**50万円**

南会津町 商工観光課
0241-62-6200

P.16

融資を受けるために
証明がほしい

セーフティネット保証制度

資金供給を円滑化するため、信用
保証協会が借入債務を保証します

福島県信用保証協会 会津支店
0242-23-9171

P.18

融資制度の内容が知りたい

無利子・無担保融資等
(新型コロナウイルス感染症特別貸付)

日本政策金融公庫や各民間金融機関
で融資制度を受け付けています

詳しくは、19ページから
ご覧ください

P.19

利子や保証料が支払えない

特別利子補給制度
緊急経済対策利子等補給事業

事業者の借入債務に関わる利子や
保証料を国や町が支援します

詳しくは、23ページを
ご覧ください

P.23

事業者向け制度

支援制度①	特別定額給付金						
支援内容	給付金						
対象者	基準日（令和2年4月27日）時点で、南会津町に住民票（住民基本台帳に記載）がある方						
制度概要	<p>●町内の全世帯を対象に、家計への支援を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>給付金額</td> <td>世帯構成員1人につき 10万円</td> </tr> <tr> <td>申請方法</td> <td> <p>郵送による申請を基本としますが、マイナンバーカードをお持ちの方は、オンライン申請も可能です。</p> <p>(1) 郵送の場合</p> <p>①5月18日以降、町から順次、対象世帯へ申請書一式を郵送しています。</p> <p>②申請書に記載されている内容を確認し、必要事項を記載の上、同封の封筒で返送してください。なお、本人確認書類の写しを必ず添付してください。</p> <p>(2) オンライン申請の場合</p> <p>【特別定額給付金 オンライン申請】と検索してください。</p> </td> </tr> <tr> <td>申請期限</td> <td>令和2年8月17日</td> </tr> </table>	給付金額	世帯構成員1人につき 10万円	申請方法	<p>郵送による申請を基本としますが、マイナンバーカードをお持ちの方は、オンライン申請も可能です。</p> <p>(1) 郵送の場合</p> <p>①5月18日以降、町から順次、対象世帯へ申請書一式を郵送しています。</p> <p>②申請書に記載されている内容を確認し、必要事項を記載の上、同封の封筒で返送してください。なお、本人確認書類の写しを必ず添付してください。</p> <p>(2) オンライン申請の場合</p> <p>【特別定額給付金 オンライン申請】と検索してください。</p>	申請期限	令和2年8月17日
給付金額	世帯構成員1人につき 10万円						
申請方法	<p>郵送による申請を基本としますが、マイナンバーカードをお持ちの方は、オンライン申請も可能です。</p> <p>(1) 郵送の場合</p> <p>①5月18日以降、町から順次、対象世帯へ申請書一式を郵送しています。</p> <p>②申請書に記載されている内容を確認し、必要事項を記載の上、同封の封筒で返送してください。なお、本人確認書類の写しを必ず添付してください。</p> <p>(2) オンライン申請の場合</p> <p>【特別定額給付金 オンライン申請】と検索してください。</p>						
申請期限	令和2年8月17日						
問合せ	<ul style="list-style-type: none"> 南会津町役場 住民生活課 国保年金係 電話：0570-05-6733（専用ダイヤル） 館岩総合支所 町民課 住民係 電話：0241-78-3345 伊南総合支所 町民課 住民係 電話：0241-76-7712 南郷総合支所 町民課 住民係 電話：0241-72-2224 						

支援制度②	子育て世代への臨時特別給付金								
支援内容	給付金								
対象者	基準日（令和2年3月31日）時点で、児童手当を受給する世帯								
制度概要	<p>●児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のお子さんがある世帯）を対象に、給付金を支給します。</p> <table border="1"> <tr> <td>給付金額</td> <td>対象児童1人につき 1万円</td> </tr> <tr> <td>給付期間</td> <td>1回限り</td> </tr> <tr> <td>給付方法</td> <td> <p>申請は不要です（公務員を除く）。児童手当登録口座に給付金を振り込みます。</p> <p>※対象世帯には、あらかじめ案内資料を送付しますので、ご確認ください。</p> </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>特例給付を受給されている世帯（所得制限を超えている世帯）は対象外です。</td> </tr> </table>	給付金額	対象児童1人につき 1万円	給付期間	1回限り	給付方法	<p>申請は不要です（公務員を除く）。児童手当登録口座に給付金を振り込みます。</p> <p>※対象世帯には、あらかじめ案内資料を送付しますので、ご確認ください。</p>	その他	特例給付を受給されている世帯（所得制限を超えている世帯）は対象外です。
給付金額	対象児童1人につき 1万円								
給付期間	1回限り								
給付方法	<p>申請は不要です（公務員を除く）。児童手当登録口座に給付金を振り込みます。</p> <p>※対象世帯には、あらかじめ案内資料を送付しますので、ご確認ください。</p>								
その他	特例給付を受給されている世帯（所得制限を超えている世帯）は対象外です。								
問合せ	・南会津町役場 健康福祉課 子育て支援係 電話：0241-62-6170								

支援制度③	排水対策費給付金				
支援内容	給付金				
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、納税が困難であると町税務課から認定を受けた下水道以外の浄化槽や汲み取り式トイレを使用されている世帯				
制度概要	<p>●上記に該当する世帯を対象に、給付金を支給します。</p> <table border="1"> <tr> <td>給付要件</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響で、納税が困難であると町税務課から認定を受ける必要があります（10ページ支援制度①を参照）。</td> </tr> <tr> <td>給付金額</td> <td> <p>令和2年4月から9月までの6カ月間の下水道基本使用料と同額の給付金を支給します。</p> <p>給付金額：下水道基本使用料2,090円×6カ月＝ 12,540円</p> <p>※給付金の支給は、6月下旬からを予定しています。</p> </td> </tr> </table>	給付要件	新型コロナウイルス感染症の影響で、納税が困難であると町税務課から認定を受ける必要があります（10ページ支援制度①を参照）。	給付金額	<p>令和2年4月から9月までの6カ月間の下水道基本使用料と同額の給付金を支給します。</p> <p>給付金額：下水道基本使用料2,090円×6カ月＝ 12,540円</p> <p>※給付金の支給は、6月下旬からを予定しています。</p>
給付要件	新型コロナウイルス感染症の影響で、納税が困難であると町税務課から認定を受ける必要があります（10ページ支援制度①を参照）。				
給付金額	<p>令和2年4月から9月までの6カ月間の下水道基本使用料と同額の給付金を支給します。</p> <p>給付金額：下水道基本使用料2,090円×6カ月＝ 12,540円</p> <p>※給付金の支給は、6月下旬からを予定しています。</p>				
問合せ	<ul style="list-style-type: none"> 南会津町役場 環境水道課 下水道係 電話：0241-62-6140 館岩総合支所 振興課 環境水道係 電話：0241-78-3335 伊南総合支所 振興課 環境水道係 電話：0241-76-7717 南郷総合支所 振興課 環境水道係 電話：0241-72-2114 				

支援制度④	町営住宅への一時入居						
支援内容	一時的な住居の確保						
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、失業や休業等を余儀なくされ、住居を失った方						
制度概要	<p>●失業や休業等を余儀なくされ、住居を失った方を対象に、一時的な住居を確保します。</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅使用料</td> <td>入居を希望される方の収入の状況に応じて、使用料が発生します。</td> </tr> <tr> <td>入居期間</td> <td>原則1年以内</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>入居できる町営住宅は、空き状況等により変化しますので、詳しくはお問い合わせください。</td> </tr> </table>	住宅使用料	入居を希望される方の収入の状況に応じて、使用料が発生します。	入居期間	原則1年以内	その他	入居できる町営住宅は、空き状況等により変化しますので、詳しくはお問い合わせください。
住宅使用料	入居を希望される方の収入の状況に応じて、使用料が発生します。						
入居期間	原則1年以内						
その他	入居できる町営住宅は、空き状況等により変化しますので、詳しくはお問い合わせください。						
問合せ	・南会津町役場 建設課 管理係 電話：0241-62-6230						

支援制度⑦	母子父子寡婦福祉資金貸付金										
支援内容	貸付（融資）										
対象者	母子（父子）家庭または寡婦家庭となって7年未満の世帯										
制度概要	<p>●日常生活の維持が困難である母子（父子）家庭または寡婦家庭を対象に、生活費用の貸付を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付対象</td> <td>①保育所や学校の休業で、仕事を休まざるを得ず、減収を余儀なくされた世帯 ②職場の休業等により、減収を余儀なくされた世帯 ③失業を余儀なくされ、一時的に無収入の状態にある世帯</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>月額105,000円</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>1年以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>①保証人を立てることができる場合：無利子 ②保証人を立てることができない場合：有利子（年1.0%）</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>①生活安定貸付の場合：8年以内（猶予期間：1年以内） ②失業貸付の場合：5年以内（猶予期間：1年以内）</td> </tr> </table>	貸付対象	①保育所や学校の休業で、仕事を休まざるを得ず、減収を余儀なくされた世帯 ②職場の休業等により、減収を余儀なくされた世帯 ③失業を余儀なくされ、一時的に無収入の状態にある世帯	貸付限度額	月額105,000円	貸付期間	1年以内	貸付利率	①保証人を立てることができる場合：無利子 ②保証人を立てることができない場合：有利子（年1.0%）	返済期間	①生活安定貸付の場合：8年以内（猶予期間：1年以内） ②失業貸付の場合：5年以内（猶予期間：1年以内）
貸付対象	①保育所や学校の休業で、仕事を休まざるを得ず、減収を余儀なくされた世帯 ②職場の休業等により、減収を余儀なくされた世帯 ③失業を余儀なくされ、一時的に無収入の状態にある世帯										
貸付限度額	月額105,000円										
貸付期間	1年以内										
貸付利率	①保証人を立てることができる場合：無利子 ②保証人を立てることができない場合：有利子（年1.0%）										
返済期間	①生活安定貸付の場合：8年以内（猶予期間：1年以内） ②失業貸付の場合：5年以内（猶予期間：1年以内）										
問合せ	・南会津保健福祉事務所 保健福祉課 電話：0241-63-0305										

支援制度⑧	住居確保給付金								
支援内容	給付金								
対象者	①2年以内に離職や失業を余儀なくされ、住居を失った・失うかもしれない方 ②休業等のやむを得ない理由による減収で、住居を失った・失うかもしれない方								
制度概要	<p>●一定期間、家賃相当額を家主に支給します。自立相談支援機関やハローワークを通じて、就労に向けた活動を行う必要があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>給付限度額</td> <td>単身世帯：月33,000円 3～5人世帯：月43,000円 2人世帯：月40,000円 6人以上の世帯は、お問い合わせください。</td> </tr> <tr> <td>給付要件</td> <td>世帯月収の合計（公的給付を含む）と保有資産の合計が基準額以下である必要があります。 単身世帯：月収111,000円以下、資産468,000円以下 2人世帯：月収155,000円以下、資産690,000円以下 3人世帯：月収183,300円以下、資産840,000円以下 4人世帯：月収218,300円以下、資産1,000,000円以下 6人以上の世帯は、 5人世帯：月収252,300円以下、資産1,000,000円以下 お問い合わせください</td> </tr> <tr> <td>給付期間</td> <td>3カ月間</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>就労に向けた活動に熱心に取り組むなど一定の要件を満たす場合は、支給期間を2回まで延長できます（最長9カ月間）</td> </tr> </table>	給付限度額	単身世帯：月33,000円 3～5人世帯：月43,000円 2人世帯：月40,000円 6人以上の世帯は、お問い合わせください。	給付要件	世帯月収の合計（公的給付を含む）と保有資産の合計が基準額以下である必要があります。 単身世帯：月収111,000円以下、資産468,000円以下 2人世帯：月収155,000円以下、資産690,000円以下 3人世帯：月収183,300円以下、資産840,000円以下 4人世帯：月収218,300円以下、資産1,000,000円以下 6人以上の世帯は、 5人世帯：月収252,300円以下、資産1,000,000円以下 お問い合わせください	給付期間	3カ月間	その他	就労に向けた活動に熱心に取り組むなど一定の要件を満たす場合は、支給期間を2回まで延長できます（最長9カ月間）
給付限度額	単身世帯：月33,000円 3～5人世帯：月43,000円 2人世帯：月40,000円 6人以上の世帯は、お問い合わせください。								
給付要件	世帯月収の合計（公的給付を含む）と保有資産の合計が基準額以下である必要があります。 単身世帯：月収111,000円以下、資産468,000円以下 2人世帯：月収155,000円以下、資産690,000円以下 3人世帯：月収183,300円以下、資産840,000円以下 4人世帯：月収218,300円以下、資産1,000,000円以下 6人以上の世帯は、 5人世帯：月収252,300円以下、資産1,000,000円以下 お問い合わせください								
給付期間	3カ月間								
その他	就労に向けた活動に熱心に取り組むなど一定の要件を満たす場合は、支給期間を2回まで延長できます（最長9カ月間）								
問合せ	・社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 生活自立サポートセンター会津事務所 電話：0242-23-7445								

支援制度⑤	生活福祉資金制度による特例貸付（緊急小口資金）										
支援内容	貸付（融資）										
対象者	新型コロナウイルスの影響で、 <u>休業等による減収</u> を余儀なくされた世帯										
制度概要	<p>●休業に伴い、一時的に生計の維持が困難となった世帯を対象に、少額の貸付を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>原則1.0万円 特例2.0万円（学校の休業で仕事なくなった方、個人事業主等の場合）</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>1回限り</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>2年以内（猶予期間1年以内）</td> </tr> </table>	貸付限度額	原則1.0万円 特例2.0万円（学校の休業で仕事なくなった方、個人事業主等の場合）	貸付期間	1回限り	貸付利率	無利子	保証人	不要	返済期間	2年以内（猶予期間1年以内）
貸付限度額	原則1.0万円 特例2.0万円（学校の休業で仕事なくなった方、個人事業主等の場合）										
貸付期間	1回限り										
貸付利率	無利子										
保証人	不要										
返済期間	2年以内（猶予期間1年以内）										
問合せ	・南会津町社会福祉協議会 電話：0241-62-4169										

支援制度⑥	生活福祉資金制度による特例貸付（総合支援資金）										
支援内容	貸付（融資）										
対象者	新型コロナウイルスの影響で、 <u>失業等による減収</u> を余儀なくされた世帯										
制度概要	<p>●失業に伴い、日常生活の維持が困難である世帯を対象に、生活再建に必要な生活費用の貸付を行います。就労に向けた継続的な支援を受ける必要があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>単身世帯：月1.5万円 2人以上の世帯：月2.0万円</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>3カ月以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>10年以内（猶予期間1年以内）</td> </tr> </table>	貸付限度額	単身世帯：月1.5万円 2人以上の世帯：月2.0万円	貸付期間	3カ月以内	貸付利率	無利子	保証人	不要	返済期間	10年以内（猶予期間1年以内）
貸付限度額	単身世帯：月1.5万円 2人以上の世帯：月2.0万円										
貸付期間	3カ月以内										
貸付利率	無利子										
保証人	不要										
返済期間	10年以内（猶予期間1年以内）										
問合せ	・南会津町社会福祉協議会 電話：0241-62-4169										

支援制度①	町税の猶予												
支援内容	徴収猶予の特例制度												
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が相当額減少し、納税が困難である方												
制度概要	<p>●徴収猶予の特例制度に関わる要件は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>猶予要件</td> <td>以下のすべてを満たす方 ①新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）に、事業等に関わる収入が前年同期比20%以上減少していること ②一時的に納付が困難であること</td> </tr> <tr> <td>対象税目</td> <td>令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限を迎える税目</td> </tr> <tr> <td>申請期限</td> <td>令和2年6月30日または納期限のいずれか遅い日</td> </tr> <tr> <td>提出書類</td> <td>収入や現金預貯金の状況がわかる資料 ※提出が困難な場合は、ご相談ください。</td> </tr> <tr> <td>猶予期間等</td> <td>猶予期間1年以内、延滞金全額免除、担保不要</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>特例制度に該当しない場合でも、徴収猶予または換価猶予の制度があります。詳しくはお問い合わせください。</td> </tr> </table>	猶予要件	以下のすべてを満たす方 ①新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）に、事業等に関わる収入が前年同期比20%以上減少していること ②一時的に納付が困難であること	対象税目	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限を迎える税目	申請期限	令和2年6月30日または納期限のいずれか遅い日	提出書類	収入や現金預貯金の状況がわかる資料 ※提出が困難な場合は、ご相談ください。	猶予期間等	猶予期間1年以内、延滞金全額免除、担保不要	その他	特例制度に該当しない場合でも、徴収猶予または換価猶予の制度があります。詳しくはお問い合わせください。
猶予要件	以下のすべてを満たす方 ①新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）に、事業等に関わる収入が前年同期比20%以上減少していること ②一時的に納付が困難であること												
対象税目	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限を迎える税目												
申請期限	令和2年6月30日または納期限のいずれか遅い日												
提出書類	収入や現金預貯金の状況がわかる資料 ※提出が困難な場合は、ご相談ください。												
猶予期間等	猶予期間1年以内、延滞金全額免除、担保不要												
その他	特例制度に該当しない場合でも、徴収猶予または換価猶予の制度があります。詳しくはお問い合わせください。												
問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・南会津町役場 税務課 収税係 電話：0241-62-6110 ・館岩総合支所町民課 住民係 電話：0241-78-3345 ・伊南総合支所振興課 住民係 電話：0241-76-7712 ・南郷総合支所振興課 住民係 電話：0241-72-2224 												

支援制度②	県税の猶予												
支援内容	徴収猶予の特例制度												
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が相当額減少し、納税が困難である方												
制度概要	<p>●徴収猶予の特例制度に関わる要件は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>猶予要件</td> <td>以下のすべてを満たす方 ①新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）に、事業等に関わる収入が前年同期比20%以上減少していること ②一時的に納付が困難であること</td> </tr> <tr> <td>対象税目</td> <td>令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限を迎える税目（証紙で納めるものを除く）</td> </tr> <tr> <td>申請期限</td> <td>令和2年6月30日または納期限のいずれか遅い日</td> </tr> <tr> <td>提出書類</td> <td>収入や現金預貯金の状況がわかる資料 ※提出が困難な場合は、ご相談ください。</td> </tr> <tr> <td>猶予期間等</td> <td>猶予期間1年以内、延滞金全額免除、担保不要</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>特例制度に該当しない場合でも、徴収猶予または換価猶予の制度があります。詳しくはお問い合わせください。</td> </tr> </table>	猶予要件	以下のすべてを満たす方 ①新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）に、事業等に関わる収入が前年同期比20%以上減少していること ②一時的に納付が困難であること	対象税目	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限を迎える税目（証紙で納めるものを除く）	申請期限	令和2年6月30日または納期限のいずれか遅い日	提出書類	収入や現金預貯金の状況がわかる資料 ※提出が困難な場合は、ご相談ください。	猶予期間等	猶予期間1年以内、延滞金全額免除、担保不要	その他	特例制度に該当しない場合でも、徴収猶予または換価猶予の制度があります。詳しくはお問い合わせください。
猶予要件	以下のすべてを満たす方 ①新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）に、事業等に関わる収入が前年同期比20%以上減少していること ②一時的に納付が困難であること												
対象税目	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限を迎える税目（証紙で納めるものを除く）												
申請期限	令和2年6月30日または納期限のいずれか遅い日												
提出書類	収入や現金預貯金の状況がわかる資料 ※提出が困難な場合は、ご相談ください。												
猶予期間等	猶予期間1年以内、延滞金全額免除、担保不要												
その他	特例制度に該当しない場合でも、徴収猶予または換価猶予の制度があります。詳しくはお問い合わせください。												
問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・南会津地方振興局 県税部 電話：0241-62-5212 												

支援制度③	国税の猶予										
支援内容	徴収猶予の特例制度										
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が相当額減少し、納税が困難である方										
制度概要	<p>●徴収猶予の特例制度に関わる要件は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>猶予要件</td> <td>以下のすべてを満たす方 ①新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）に、事業等に関わる収入が前年同期比20%以上減少していること ②一時的に納付が困難であること</td> </tr> <tr> <td>対象税目</td> <td>令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限を迎える税目</td> </tr> <tr> <td>提出書類</td> <td>収入や現金預貯金の状況がわかる資料 ※提出が困難な場合は、ご相談ください。</td> </tr> <tr> <td>猶予期間等</td> <td>猶予期間1年以内、延滞金全額免除、担保不要</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>特例制度に該当しない場合でも、徴収猶予または換価猶予の制度があります。詳しくはお問い合わせください。</td> </tr> </table>	猶予要件	以下のすべてを満たす方 ①新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）に、事業等に関わる収入が前年同期比20%以上減少していること ②一時的に納付が困難であること	対象税目	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限を迎える税目	提出書類	収入や現金預貯金の状況がわかる資料 ※提出が困難な場合は、ご相談ください。	猶予期間等	猶予期間1年以内、延滞金全額免除、担保不要	その他	特例制度に該当しない場合でも、徴収猶予または換価猶予の制度があります。詳しくはお問い合わせください。
猶予要件	以下のすべてを満たす方 ①新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）に、事業等に関わる収入が前年同期比20%以上減少していること ②一時的に納付が困難であること										
対象税目	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限を迎える税目										
提出書類	収入や現金預貯金の状況がわかる資料 ※提出が困難な場合は、ご相談ください。										
猶予期間等	猶予期間1年以内、延滞金全額免除、担保不要										
その他	特例制度に該当しない場合でも、徴収猶予または換価猶予の制度があります。詳しくはお問い合わせください。										
問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台国税局猶予相談センター 電話：0120-945-430 										

支援制度④	上下水道料金の減免						
支援内容	料金の減免						
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、納税が困難であると町税務課から認定を受けた方						
制度概要	<p>●町税務課から認定を受けた方を対象に、上下水道基本料金を減免します。</p> <table border="1"> <tr> <td>減免要件</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響で、納税が困難であると町税務課から認定を受ける必要があります（10ページ支援制度①を参照）。</td> </tr> <tr> <td>減免期間</td> <td>令和2年4月から9月までの6カ月間の上下水道基本料金を対象とします。</td> </tr> <tr> <td>減免内容</td> <td> ①水道料金（1カ月あたり）：水道メーターの口径で料金が異なります。 13・20mm：2,200円、25mm：2,970円、30mm：4,070円、40mm：6,050円、 50mm：9,020円、75mm：12,980円 ②下水道使用料（1カ月あたり）：2,090円 ※超過料金は減免されません。 </td> </tr> </table>	減免要件	新型コロナウイルス感染症の影響で、納税が困難であると町税務課から認定を受ける必要があります（10ページ支援制度①を参照）。	減免期間	令和2年4月から9月までの6カ月間の上下水道基本料金を対象とします。	減免内容	①水道料金（1カ月あたり）：水道メーターの口径で料金が異なります。 13・20mm：2,200円、25mm：2,970円、30mm：4,070円、40mm：6,050円、 50mm：9,020円、75mm：12,980円 ②下水道使用料（1カ月あたり）：2,090円 ※超過料金は減免されません。
減免要件	新型コロナウイルス感染症の影響で、納税が困難であると町税務課から認定を受ける必要があります（10ページ支援制度①を参照）。						
減免期間	令和2年4月から9月までの6カ月間の上下水道基本料金を対象とします。						
減免内容	①水道料金（1カ月あたり）：水道メーターの口径で料金が異なります。 13・20mm：2,200円、25mm：2,970円、30mm：4,070円、40mm：6,050円、 50mm：9,020円、75mm：12,980円 ②下水道使用料（1カ月あたり）：2,090円 ※超過料金は減免されません。						
問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・南会津町役場 環境水道課 業務係 電話：0241-62-6140 ・館岩総合支所振興課 環境水道係 電話：0241-78-3335 ・伊南総合支所振興課 環境水道係 電話：0241-76-7717 ・南郷総合支所振興課 環境水道係 電話：0241-72-2114 						

支援制度⑦	県立高等学校授業料の減免						
支援内容	授業料の減免						
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、授業料の納入が困難であると認められる生徒						
制度概要	<p>●授業料の納入が困難であると認められる生徒を対象に、授業料を減免します。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象校種</td> <td>県立高等学校</td> </tr> <tr> <td>減免要件</td> <td> 以下のいずれかに該当する生徒 ①保護者が生活保護を受けていること ②保護者が天災や火災、その他の災害（新型コロナウイルス感染症を含む）の影響で、著しく損害を受けたこと ③保護者が新型コロナウイルス感染症等の影響で、失業や休業等を余儀なくされ、家計が急変したこと ※現在、国が運営する「高等学校等就学支援金制度」により、国公立の高等学校に在籍する生徒の大部分は、授業料が実質無料になります。ここで示す支援制度は「高等学校等就学支援金制度」の対象とならない生徒に向けたものです。 </td> </tr> <tr> <td>減免金額</td> <td>生徒が在籍する県立高等学校の授業料と同額</td> </tr> </table>	対象校種	県立高等学校	減免要件	以下のいずれかに該当する生徒 ①保護者が生活保護を受けていること ②保護者が天災や火災、その他の災害（新型コロナウイルス感染症を含む）の影響で、著しく損害を受けたこと ③保護者が新型コロナウイルス感染症等の影響で、失業や休業等を余儀なくされ、家計が急変したこと ※現在、国が運営する「高等学校等就学支援金制度」により、国公立の高等学校に在籍する生徒の大部分は、授業料が実質無料になります。ここで示す支援制度は「高等学校等就学支援金制度」の対象とならない生徒に向けたものです。	減免金額	生徒が在籍する県立高等学校の授業料と同額
対象校種	県立高等学校						
減免要件	以下のいずれかに該当する生徒 ①保護者が生活保護を受けていること ②保護者が天災や火災、その他の災害（新型コロナウイルス感染症を含む）の影響で、著しく損害を受けたこと ③保護者が新型コロナウイルス感染症等の影響で、失業や休業等を余儀なくされ、家計が急変したこと ※現在、国が運営する「高等学校等就学支援金制度」により、国公立の高等学校に在籍する生徒の大部分は、授業料が実質無料になります。ここで示す支援制度は「高等学校等就学支援金制度」の対象とならない生徒に向けたものです。						
減免金額	生徒が在籍する県立高等学校の授業料と同額						
問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県 教育庁 財務課 電話：024-521-7754 ・生徒が在籍する県立高等学校 						

支援制度⑧	高等教育修学支援新制度による支援						
支援内容	入学金や授業料の減免、各種奨学金の支給						
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が急変した学生がいる世帯						
制度概要	<p>●家計が急変した学生がいる世帯を対象に、授業料を減免します。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象校種</td> <td>大学、短期大学、大学院（修士・博士課程）、高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程</td> </tr> <tr> <td>減免要件</td> <td> 以下のいずれかに該当し、家計が急変した学生がいること ①新型コロナウイルス感染症の影響で、生計維持者が死亡したこと ②生計維持者が新型コロナウイルス感染症を患う等で、半年以上就労が困難であること ③新型コロナウイルス感染症の影響で、生計維持者が失業（自発的な失業を除く）したこと ④新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯収入が大きく減少したこと ⑤新型コロナウイルス感染症の影響で、学生自身のアルバイト収入等が減少し、新たな支援を希望すること </td> </tr> <tr> <td>支援内容</td> <td> ①入学金や授業料の減免措置と給付型奨学金の併用 ②貸与型奨学金（無利子・有利子） </td> </tr> </table>	対象校種	大学、短期大学、大学院（修士・博士課程）、高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程	減免要件	以下のいずれかに該当し、家計が急変した学生がいること ①新型コロナウイルス感染症の影響で、生計維持者が死亡したこと ②生計維持者が新型コロナウイルス感染症を患う等で、半年以上就労が困難であること ③新型コロナウイルス感染症の影響で、生計維持者が失業（自発的な失業を除く）したこと ④新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯収入が大きく減少したこと ⑤新型コロナウイルス感染症の影響で、学生自身のアルバイト収入等が減少し、新たな支援を希望すること	支援内容	①入学金や授業料の減免措置と給付型奨学金の併用 ②貸与型奨学金（無利子・有利子）
対象校種	大学、短期大学、大学院（修士・博士課程）、高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程						
減免要件	以下のいずれかに該当し、家計が急変した学生がいること ①新型コロナウイルス感染症の影響で、生計維持者が死亡したこと ②生計維持者が新型コロナウイルス感染症を患う等で、半年以上就労が困難であること ③新型コロナウイルス感染症の影響で、生計維持者が失業（自発的な失業を除く）したこと ④新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯収入が大きく減少したこと ⑤新型コロナウイルス感染症の影響で、学生自身のアルバイト収入等が減少し、新たな支援を希望すること						
支援内容	①入学金や授業料の減免措置と給付型奨学金の併用 ②貸与型奨学金（無利子・有利子）						
問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構 奨学金相談センター 電話：0570-666-301 ・各学校の学生課や奨学金窓口 						

支援制度⑤	介護保険料の猶予・減免				
支援内容	保険料の猶予・減免				
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第1号被保険者（65歳以上の方）、または生計を同じくする世帯主の方				
制度概要	<p>●第1号被保険者、または生計を同じくする世帯主の方を対象に、介護保険料を猶予・減免します。</p> <table border="1"> <tr> <td>減免要件</td> <td> 以下のいずれかに該当する方 ①新型コロナウイルス感染症の影響で、財産に相当な損失が生じたこと ②新型コロナウイルス感染症を患い、長期入院等を余儀なくされ、収入が著しく減少したこと ③新型コロナウイルス感染症の影響で、失業または休業等を余儀なくされ、収入が著しく減少したこと ※財産の損失状況や収入の状況に応じて、減免金額が変わりますので、お問い合わせください。 </td> </tr> <tr> <td>猶予期間</td> <td>6月以内</td> </tr> </table>	減免要件	以下のいずれかに該当する方 ①新型コロナウイルス感染症の影響で、財産に相当な損失が生じたこと ②新型コロナウイルス感染症を患い、長期入院等を余儀なくされ、収入が著しく減少したこと ③新型コロナウイルス感染症の影響で、失業または休業等を余儀なくされ、収入が著しく減少したこと ※財産の損失状況や収入の状況に応じて、減免金額が変わりますので、お問い合わせください。	猶予期間	6月以内
減免要件	以下のいずれかに該当する方 ①新型コロナウイルス感染症の影響で、財産に相当な損失が生じたこと ②新型コロナウイルス感染症を患い、長期入院等を余儀なくされ、収入が著しく減少したこと ③新型コロナウイルス感染症の影響で、失業または休業等を余儀なくされ、収入が著しく減少したこと ※財産の損失状況や収入の状況に応じて、減免金額が変わりますので、お問い合わせください。				
猶予期間	6月以内				
問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・南会津町役場 健康福祉課 介護保険係 電話：0241-62-5050 ・舘岩総合支所町民課 住民係 電話：0241-78-3325 ・伊南総合支所振興課 住民係 電話：0241-76-7713 ・南郷総合支所振興課 住民係 電話：0241-72-2225 				

支援制度⑥	町営住宅使用料の減免		
支援内容	使用料の減免		
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町営住宅入居者		
制度概要	<p>●町営住宅入居者を対象に、使用料を減免します。</p> <table border="1"> <tr> <td>減免要件</td> <td> 新型コロナウイルス感染症の影響で、失業や休業等を余儀なくされ、収入月額が前年同月比20%以上減少している方 ※収入の状況によっては、減免にならない場合がありますので、お問い合わせください。 </td> </tr> </table>	減免要件	新型コロナウイルス感染症の影響で、失業や休業等を余儀なくされ、収入月額が前年同月比20%以上減少している方 ※収入の状況によっては、減免にならない場合がありますので、お問い合わせください。
減免要件	新型コロナウイルス感染症の影響で、失業や休業等を余儀なくされ、収入月額が前年同月比20%以上減少している方 ※収入の状況によっては、減免にならない場合がありますので、お問い合わせください。		
問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・南会津役場 建設課 管理係 電話：0241-62-6230 		

支援制度①	雇用調整助成金（特例措置）								
支援内容	助成金								
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける雇用保険適用事業主								
制度概要	<p>●新型コロナウイルスの影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して休業・教育訓練・出向等を行い、雇用の維持に努めた場合に休業手当や賃金等の一部を助成します。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象期間</td> <td>休業等の初日が、令和2年1月24日から7月23日までの場合を対象とします。</td> </tr> <tr> <td>対象労働者</td> <td>雇用保険被保険者として継続雇用された期間が6カ月未満の労働者も助成します。 ※令和2年4月1日から6月30日までの緊急対応期間は、雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象とします。</td> </tr> <tr> <td>助成率</td> <td>①緊急対応期間中の場合：中小企業4/5、大企業2/3 ②緊急対応期間中で解雇等を行わない場合：中小企業9/10、大企業3/4 ③その他の期間の場合：中小企業2/3、大企業1/2 ※9/10の助成を受けた中小企業に対し、県から上乗せ助成を予定しています。 ※一定の要件を満たした中小企業に対し、国が10/10まで助成率を拡充することを表明しています。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他にも支給にあたっての要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。</td> </tr> </table>	対象期間	休業等の初日が、令和2年1月24日から7月23日までの場合を対象とします。	対象労働者	雇用保険被保険者として継続雇用された期間が6カ月未満の労働者も助成します。 ※令和2年4月1日から6月30日までの緊急対応期間は、雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象とします。	助成率	①緊急対応期間中の場合： 中小企業4/5、大企業2/3 ②緊急対応期間中で解雇等を行わない場合： 中小企業9/10、大企業3/4 ③その他の期間の場合： 中小企業2/3、大企業1/2 ※9/10の助成を受けた中小企業に対し、県から上乗せ助成を予定しています。 ※一定の要件を満たした中小企業に対し、国が10/10まで助成率を拡充することを表明しています。	その他	その他にも支給にあたっての要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
対象期間	休業等の初日が、令和2年1月24日から7月23日までの場合を対象とします。								
対象労働者	雇用保険被保険者として継続雇用された期間が6カ月未満の労働者も助成します。 ※令和2年4月1日から6月30日までの緊急対応期間は、雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象とします。								
助成率	①緊急対応期間中の場合： 中小企業4/5、大企業2/3 ②緊急対応期間中で解雇等を行わない場合： 中小企業9/10、大企業3/4 ③その他の期間の場合： 中小企業2/3、大企業1/2 ※9/10の助成を受けた中小企業に対し、県から上乗せ助成を予定しています。 ※一定の要件を満たした中小企業に対し、国が10/10まで助成率を拡充することを表明しています。								
その他	その他にも支給にあたっての要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。								
問合せ	<p>・福島県 職業対策課 電話：024-529-5409 ・ハローワーク南会津 電話：0241-62-1101</p>								

支援制度②	福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び支援金								
支援内容	協力金及び支援金								
対象者	福島県の要請に応じて、休止や営業時間短縮の対策を講じた県内事業者								
制度概要	<p>●休止や営業時間短縮の対策を講じた県内事業者を対象に、協力金及び支援金が支払われます。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象期間</td> <td>令和2年4月28日から令和2年5月15日まで</td> </tr> <tr> <td>交付要件</td> <td> ①感染症拡大防止協力金 (1) 令和2年4月20日以前に事業を開始し、営業実態が確認できること (2) 令和2年4月28日から5月6日までの間に、対策を講じていること (3) 福島県暴力団排除条例に規定する事業者等でないこと ②感染症拡大防止支援金 (1) 感染症拡大防止協力金の交付を受けていること (2) 令和2年5月7日から5月15日までの間に、対策を講じていること (3) 国が示した「新たな生活様式」に対応するための取り組みを講じていること </td> </tr> <tr> <td>交付額</td> <td> ①感染症拡大防止協力金 (1) 対策を講じた事業所すべてが自己所有の場合：1.0万円 (2) 対策を講じた事業所のうち、賃借している事業所が1カ所ある場合：2.0万円 (3) 対策を講じた事業所のうち、賃借している事業所が2カ所以上の場合：3.0万円 ②感染症拡大防止支援金 一律1.0万円（協力金の交付額に加算） </td> </tr> <tr> <td>申請期限</td> <td>令和2年7月31日</td> </tr> </table>	対象期間	令和2年4月28日から令和2年5月15日まで	交付要件	①感染症拡大防止協力金 (1) 令和2年4月20日以前に事業を開始し、営業実態が確認できること (2) 令和2年4月28日から5月6日までの間に、対策を講じていること (3) 福島県暴力団排除条例に規定する事業者等でないこと ②感染症拡大防止支援金 (1) 感染症拡大防止協力金の交付を受けていること (2) 令和2年5月7日から5月15日までの間に、対策を講じていること (3) 国が示した「新たな生活様式」に対応するための取り組みを講じていること	交付額	①感染症拡大防止協力金 (1) 対策を講じた事業所すべてが自己所有の場合： 1.0万円 (2) 対策を講じた事業所のうち、賃借している事業所が1カ所ある場合： 2.0万円 (3) 対策を講じた事業所のうち、賃借している事業所が2カ所以上の場合： 3.0万円 ②感染症拡大防止支援金 一律1.0万円 （協力金の交付額に加算）	申請期限	令和2年7月31日
対象期間	令和2年4月28日から令和2年5月15日まで								
交付要件	①感染症拡大防止協力金 (1) 令和2年4月20日以前に事業を開始し、営業実態が確認できること (2) 令和2年4月28日から5月6日までの間に、対策を講じていること (3) 福島県暴力団排除条例に規定する事業者等でないこと ②感染症拡大防止支援金 (1) 感染症拡大防止協力金の交付を受けていること (2) 令和2年5月7日から5月15日までの間に、対策を講じていること (3) 国が示した「新たな生活様式」に対応するための取り組みを講じていること								
交付額	①感染症拡大防止協力金 (1) 対策を講じた事業所すべてが自己所有の場合： 1.0万円 (2) 対策を講じた事業所のうち、賃借している事業所が1カ所ある場合： 2.0万円 (3) 対策を講じた事業所のうち、賃借している事業所が2カ所以上の場合： 3.0万円 ②感染症拡大防止支援金 一律1.0万円 （協力金の交付額に加算）								
申請期限	令和2年7月31日								
問合せ	<p>・福島県休業協力金コールセンター 電話：024-521-8575</p>								

支援制度③	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者に休暇を取得させた事業者向け）										
支援内容	助成金										
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響による学校等の休業で、子どもの世話が必要になった労働者（保護者）を対象に、 有給休暇（賃金全額支給とし、労働基準法上の年次有給休暇を除く） を取得させた事業者主										
制度概要	<p>●上記事業者を対象に、助成金が支払われます。</p> <table border="1"> <tr> <td>労働者（保護者）の定義</td> <td>①親権者、未成年後見人、その他（里親、祖父母など） ②子どもの世話を一時的に補助する親族</td> </tr> <tr> <td>助成要件</td> <td>令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下のいずれかに該当する子どもの世話が必要となった労働者（保護者）を対象に、有給休暇を取得させた事業者主 ①新型コロナウイルス感染症の影響で、臨時休業した学校等に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子ども、または感染のおそれのある子ども ③新型コロナウイルスに感染した場合に、重症化するリスクのある基礎疾患のある子ども</td> </tr> <tr> <td>助成金額</td> <td>令和2年2月27日から6月30日までの間に、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額（10/10） ※賃金相当額は【対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇日数】で算出します。 ※ただし、対象労働者の日額換算賃金額は、1日あたり8,330円を上限とします。</td> </tr> <tr> <td>申請期限</td> <td>令和2年9月30日</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>申請書類等の様式や提出先については、厚生労働省ホームページをご覧ください。</td> </tr> </table>	労働者（保護者）の定義	①親権者、未成年後見人、その他（里親、祖父母など） ②子どもの世話を一時的に補助する親族	助成要件	令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下のいずれかに該当する子どもの世話が必要となった労働者（保護者）を対象に、有給休暇を取得させた事業者主 ①新型コロナウイルス感染症の影響で、臨時休業した学校等に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子ども、または感染のおそれのある子ども ③新型コロナウイルスに感染した場合に、重症化するリスクのある基礎疾患のある子ども	助成金額	令和2年2月27日から6月30日までの間に、 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額（10/10） ※賃金相当額は【対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇日数】で算出します。 ※ただし、対象労働者の日額換算賃金額は、 1日あたり8,330円 を上限とします。	申請期限	令和2年9月30日	その他	申請書類等の様式や提出先については、厚生労働省ホームページをご覧ください。
労働者（保護者）の定義	①親権者、未成年後見人、その他（里親、祖父母など） ②子どもの世話を一時的に補助する親族										
助成要件	令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下のいずれかに該当する子どもの世話が必要となった労働者（保護者）を対象に、有給休暇を取得させた事業者主 ①新型コロナウイルス感染症の影響で、臨時休業した学校等に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子ども、または感染のおそれのある子ども ③新型コロナウイルスに感染した場合に、重症化するリスクのある基礎疾患のある子ども										
助成金額	令和2年2月27日から6月30日までの間に、 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額（10/10） ※賃金相当額は【対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇日数】で算出します。 ※ただし、対象労働者の日額換算賃金額は、 1日あたり8,330円 を上限とします。										
申請期限	令和2年9月30日										
その他	申請書類等の様式や提出先については、厚生労働省ホームページをご覧ください。										
問合せ	専用コールセンター 電話：0120-60-3999										

支援制度④	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）										
支援内容	支援金										
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響による学校等の休業で、 子どもの世話が必要となり、契約した仕事内容を履行することができなくなった労働者（保護者）										
制度概要	<p>●上記労働者を対象に、支援金が支払われます。</p> <table border="1"> <tr> <td>労働者（保護者）の定義</td> <td>①親権者、未成年後見人、その他（里親、祖父母など） ②子どもの世話を一時的に補助する親族</td> </tr> <tr> <td>助成要件</td> <td>令和2年2月27日から6月30日までの間に、すでに締結している業務委託契約に基づいた日時に業務を行うことができない方で、以下のいずれかに該当する子どもの世話が必要となった労働者（保護者） ①新型コロナウイルス感染症の影響で、臨時休業した学校等に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子ども、または感染のおそれのある子ども ③新型コロナウイルスに感染した場合に、重症化するリスクのある基礎疾患のある子ども</td> </tr> <tr> <td>助成金額</td> <td>令和2年2月27日から6月30日までの間で、就業できなかった日（春休み等を除く）について、1日あたり4,100円を助成します。</td> </tr> <tr> <td>申請期限</td> <td>令和2年9月30日</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>申請書類等の様式や提出先については、厚生労働省ホームページをご覧ください。</td> </tr> </table>	労働者（保護者）の定義	①親権者、未成年後見人、その他（里親、祖父母など） ②子どもの世話を一時的に補助する親族	助成要件	令和2年2月27日から6月30日までの間に、すでに締結している業務委託契約に基づいた日時に業務を行うことができない方で、以下のいずれかに該当する子どもの世話が必要となった労働者（保護者） ①新型コロナウイルス感染症の影響で、臨時休業した学校等に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子ども、または感染のおそれのある子ども ③新型コロナウイルスに感染した場合に、重症化するリスクのある基礎疾患のある子ども	助成金額	令和2年2月27日から6月30日までの間で、就業できなかった日（春休み等を除く）について、 1日あたり4,100円 を助成します。	申請期限	令和2年9月30日	その他	申請書類等の様式や提出先については、厚生労働省ホームページをご覧ください。
労働者（保護者）の定義	①親権者、未成年後見人、その他（里親、祖父母など） ②子どもの世話を一時的に補助する親族										
助成要件	令和2年2月27日から6月30日までの間に、すでに締結している業務委託契約に基づいた日時に業務を行うことができない方で、以下のいずれかに該当する子どもの世話が必要となった労働者（保護者） ①新型コロナウイルス感染症の影響で、臨時休業した学校等に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子ども、または感染のおそれのある子ども ③新型コロナウイルスに感染した場合に、重症化するリスクのある基礎疾患のある子ども										
助成金額	令和2年2月27日から6月30日までの間で、就業できなかった日（春休み等を除く）について、 1日あたり4,100円 を助成します。										
申請期限	令和2年9月30日										
その他	申請書類等の様式や提出先については、厚生労働省ホームページをご覧ください。										
問合せ	専用コールセンター 電話：0120-60-3999										

支援制度①	持続化給付金								
支援内容	給付金								
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業主（フリーランスを含む）、各種法人など								
制度概要	<p>●新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている事業者を対象に、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く活用できる給付金を支給します。</p> <table border="1"> <tr> <td>給付要件</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比50%以上減少している事業者</td> </tr> <tr> <td>給付金額</td> <td>【前年の総売上（事業収入）】－【前年同月比▲50%月の売上×12カ月】により算出</td> </tr> <tr> <td>給付限度額</td> <td>法人の場合：<u>200万円以内</u>、個人事業者等の場合：<u>100万円以内</u> ※ただし、昨年1年間の総売上からの減少分を上限とします。</td> </tr> <tr> <td>申請期限</td> <td>令和3年1月15日 ※申請回数は1回限りです。</td> </tr> </table>	給付要件	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比50%以上減少している事業者	給付金額	【前年の総売上（事業収入）】－【前年同月比▲50%月の売上×12カ月】により算出	給付限度額	法人の場合： <u>200万円以内</u> 、個人事業者等の場合： <u>100万円以内</u> ※ただし、昨年1年間の総売上からの減少分を上限とします。	申請期限	令和3年1月15日 ※申請回数は1回限りです。
給付要件	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比50%以上減少している事業者								
給付金額	【前年の総売上（事業収入）】－【前年同月比▲50%月の売上×12カ月】により算出								
給付限度額	法人の場合： <u>200万円以内</u> 、個人事業者等の場合： <u>100万円以内</u> ※ただし、昨年1年間の総売上からの減少分を上限とします。								
申請期限	令和3年1月15日 ※申請回数は1回限りです。								
問合せ	・持続化給付金事業コールセンター 電話：0120-115-570								

支援制度②	商業等持続化緊急対策事業補助金										
支援内容	補助金										
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が減少し、資金繰りが厳しい状況にある町内事業者										
制度概要	<p>●町内店舗等の月額賃借料を支援します。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象業種</td> <td>宿泊業、飲食店、飲食料品の卸・小売業、洗濯業、燃料小売業、一般乗用旅客自動車運送業（タクシー） ※大型店は対象外です。</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>営業に使用する土地、建物、駐車場等に係る月額賃借料</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>令和2年4月から9月までの期間で、最大3カ月分の家賃等が対象</td> </tr> <tr> <td>補助要件</td> <td>①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から6月のいずれかの月で前年同月比20%以上売上が減少している事業者であること、またはこれと同等の状況にあること ②町税等の滞納がないこと</td> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td>月額賃借料の1/2以内（<u>上限10万円</u>） ※複数の店舗を所有する場合は<u>上限20万円</u></td> </tr> </table>	対象業種	宿泊業、飲食店、飲食料品の卸・小売業、洗濯業、燃料小売業、一般乗用旅客自動車運送業（タクシー） ※大型店は対象外です。	対象経費	営業に使用する土地、建物、駐車場等に係る月額賃借料	対象期間	令和2年4月から9月までの期間で、最大3カ月分の家賃等が対象	補助要件	①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から6月のいずれかの月で前年同月比20%以上売上が減少している事業者であること、またはこれと同等の状況にあること ②町税等の滞納がないこと	補助額	月額賃借料の1/2以内（ <u>上限10万円</u> ） ※複数の店舗を所有する場合は <u>上限20万円</u>
対象業種	宿泊業、飲食店、飲食料品の卸・小売業、洗濯業、燃料小売業、一般乗用旅客自動車運送業（タクシー） ※大型店は対象外です。										
対象経費	営業に使用する土地、建物、駐車場等に係る月額賃借料										
対象期間	令和2年4月から9月までの期間で、最大3カ月分の家賃等が対象										
補助要件	①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から6月のいずれかの月で前年同月比20%以上売上が減少している事業者であること、またはこれと同等の状況にあること ②町税等の滞納がないこと										
補助額	月額賃借料の1/2以内（ <u>上限10万円</u> ） ※複数の店舗を所有する場合は <u>上限20万円</u>										
問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・南会津町役場 商工観光課 商工振興係 電話：0241-62-6200 ・館岩総合支所振興課 企画観光係 電話：0241-78-3330 ・伊南総合支所振興課 企画観光係 電話：0241-76-7715 ・南郷総合支所振興課 企画観光係 電話：0241-72-2900 										

支援制度③	小規模事業者等活性化補助金								
支援内容	補助金								
対象者	町内に事業所を有する個人事業主または中小企業者で、町商工会から推薦を受けた事業者								
制度概要	<p>●感染予防のための店舗改修や売上回復に向けた取り組みに関する経費を支援します。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象経費</td> <td>①店舗等の改修に関わる経費（付帯設備を含む） ②生産設備等の導入または更新に関わる経費 ③感染予防のための設備改修等に関わる経費 ④新たな事業展開に関わる経費</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>令和2年3月1日以降の経費 ※予算が無くなり次第、終了となります。</td> </tr> <tr> <td>補助要件</td> <td>町税等の滞納がないこと</td> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td>対象経費の2/3以内（<u>上限30万円</u>） ※複数の店舗を所有する場合は<u>上限50万円</u></td> </tr> </table>	対象経費	①店舗等の改修に関わる経費（付帯設備を含む） ②生産設備等の導入または更新に関わる経費 ③感染予防のための設備改修等に関わる経費 ④新たな事業展開に関わる経費	対象期間	令和2年3月1日以降の経費 ※予算が無くなり次第、終了となります。	補助要件	町税等の滞納がないこと	補助額	対象経費の2/3以内（ <u>上限30万円</u> ） ※複数の店舗を所有する場合は <u>上限50万円</u>
対象経費	①店舗等の改修に関わる経費（付帯設備を含む） ②生産設備等の導入または更新に関わる経費 ③感染予防のための設備改修等に関わる経費 ④新たな事業展開に関わる経費								
対象期間	令和2年3月1日以降の経費 ※予算が無くなり次第、終了となります。								
補助要件	町税等の滞納がないこと								
補助額	対象経費の2/3以内（ <u>上限30万円</u> ） ※複数の店舗を所有する場合は <u>上限50万円</u>								
問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・南会津町役場 商工観光課 商工振興係 電話：0241-62-6200 ・館岩総合支所振興課 企画観光係 電話：0241-78-3330 ・伊南総合支所振興課 企画観光係 電話：0241-76-7715 ・南郷総合支所振興課 企画観光係 電話：0241-72-2900 								

支援制度④	飲食店応援前払利用券発行支援事業						
支援内容	利用券の発行						
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内の飲食業経営者						
制度概要	<p>●利用が落ち込んでいる飲食店を対象に、事業資金の確保を支援します。</p> <table border="1"> <tr> <td>助成内容</td> <td>飲食店の当面の事業資金を確保するため、飲食店で利用できるプレミアム付前払利用券を作成し、プレミアム分を助成します。</td> </tr> <tr> <td>助成金額</td> <td>①個人事業主の場合：<u>額面1,000円に対して20%のプレミアム分を上乗せ</u> ②法人事業者の場合：<u>額面1,000円に対して10%のプレミアム分を上乗せ</u></td> </tr> <tr> <td>飲食店の参加申込期限</td> <td>令和2年7月31日</td> </tr> </table>	助成内容	飲食店の当面の事業資金を確保するため、飲食店で利用できるプレミアム付前払利用券を作成し、プレミアム分を助成します。	助成金額	①個人事業主の場合： <u>額面1,000円に対して20%のプレミアム分を上乗せ</u> ②法人事業者の場合： <u>額面1,000円に対して10%のプレミアム分を上乗せ</u>	飲食店の参加申込期限	令和2年7月31日
助成内容	飲食店の当面の事業資金を確保するため、飲食店で利用できるプレミアム付前払利用券を作成し、プレミアム分を助成します。						
助成金額	①個人事業主の場合： <u>額面1,000円に対して20%のプレミアム分を上乗せ</u> ②法人事業者の場合： <u>額面1,000円に対して10%のプレミアム分を上乗せ</u>						
飲食店の参加申込期限	令和2年7月31日						
問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県 商工総務課 電話：024-521-7270 ・南会津町商工会 電話：0241-62-0329 						

支援制度⑤	セーフティネット保証制度										
支援内容	信用保証										
対象者	新型コロナウイルスの影響で、経営に支障が生じている中小企業										
制度概要	<p>●新型コロナウイルス感染症感染拡大等の突発的事由により、経営の安定に支障が生じている中小企業を対象に、資金供給を円滑化するため、信用保証協会が一般の保証限度額とは別枠で、借入債務を保証する制度です。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象経費</td> <td>経営安定資金</td> </tr> <tr> <td>保証要件</td> <td> <p>①セーフティネット保証4号（以下のすべてを満たすこと）</p> <p>(1) 3カ月以上継続して事業を行っていること</p> <p>(2) 最近1カ月間の売上高等が前年同月比20%以上減少していること</p> <p>(3) 最近1カ月以降の3カ月間の売上高等が前年同期比20%以上減少することが見込まれること</p> <p>②セーフティネット保証5号（以下のいずれかを満たすこと）</p> <p>(1) 最近3カ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少していること</p> <p>(2) 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと</p> <p>③危機関連保証（以下のすべてを満たすこと）</p> <p>(1) 最近1カ月間の売上高等が前年同月比15%以上減少していること</p> <p>(2) 最近1カ月以降の3カ月間の売上高等が前年同期比15%以上減少することが見込まれること</p> </td> </tr> <tr> <td>保証割合</td> <td> <p>①セーフティネット保証4号：<u>借入債務の100%を保証</u></p> <p>②セーフティネット保証5号：<u>借入債務の80%を保証</u></p> <p>③危機関連保証：<u>借入債務の100%を保証</u></p> </td> </tr> <tr> <td>保証限度額</td> <td> <p>①セーフティネット保証4号または5号の認定を受けた場合 【一般保証限度額 2億8,000万円以内】 + 【SN保証枠 2億8,000万円以内】</p> <p>②危機関連保証の認定を受けた場合 【一般保証限度額 2億8,000万円以内】 + 【SN保証枠 2億8,000万円以内】 + 【危機関連枠 2億8,000万円以内】</p> </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>セーフティネット保証を受けるための根拠となる売上高等の減少については、あらかじめ町の認定を受ける必要がありますので、ご注意ください。詳しくはお問い合わせください。</u></td> </tr> </table>	対象経費	経営安定資金	保証要件	<p>①セーフティネット保証4号（以下のすべてを満たすこと）</p> <p>(1) 3カ月以上継続して事業を行っていること</p> <p>(2) 最近1カ月間の売上高等が前年同月比20%以上減少していること</p> <p>(3) 最近1カ月以降の3カ月間の売上高等が前年同期比20%以上減少することが見込まれること</p> <p>②セーフティネット保証5号（以下のいずれかを満たすこと）</p> <p>(1) 最近3カ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少していること</p> <p>(2) 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと</p> <p>③危機関連保証（以下のすべてを満たすこと）</p> <p>(1) 最近1カ月間の売上高等が前年同月比15%以上減少していること</p> <p>(2) 最近1カ月以降の3カ月間の売上高等が前年同期比15%以上減少することが見込まれること</p>	保証割合	<p>①セーフティネット保証4号：<u>借入債務の100%を保証</u></p> <p>②セーフティネット保証5号：<u>借入債務の80%を保証</u></p> <p>③危機関連保証：<u>借入債務の100%を保証</u></p>	保証限度額	<p>①セーフティネット保証4号または5号の認定を受けた場合 【一般保証限度額 2億8,000万円以内】 + 【SN保証枠 2億8,000万円以内】</p> <p>②危機関連保証の認定を受けた場合 【一般保証限度額 2億8,000万円以内】 + 【SN保証枠 2億8,000万円以内】 + 【危機関連枠 2億8,000万円以内】</p>	その他	<u>セーフティネット保証を受けるための根拠となる売上高等の減少については、あらかじめ町の認定を受ける必要がありますので、ご注意ください。詳しくはお問い合わせください。</u>
対象経費	経営安定資金										
保証要件	<p>①セーフティネット保証4号（以下のすべてを満たすこと）</p> <p>(1) 3カ月以上継続して事業を行っていること</p> <p>(2) 最近1カ月間の売上高等が前年同月比20%以上減少していること</p> <p>(3) 最近1カ月以降の3カ月間の売上高等が前年同期比20%以上減少することが見込まれること</p> <p>②セーフティネット保証5号（以下のいずれかを満たすこと）</p> <p>(1) 最近3カ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少していること</p> <p>(2) 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと</p> <p>③危機関連保証（以下のすべてを満たすこと）</p> <p>(1) 最近1カ月間の売上高等が前年同月比15%以上減少していること</p> <p>(2) 最近1カ月以降の3カ月間の売上高等が前年同期比15%以上減少することが見込まれること</p>										
保証割合	<p>①セーフティネット保証4号：<u>借入債務の100%を保証</u></p> <p>②セーフティネット保証5号：<u>借入債務の80%を保証</u></p> <p>③危機関連保証：<u>借入債務の100%を保証</u></p>										
保証限度額	<p>①セーフティネット保証4号または5号の認定を受けた場合 【一般保証限度額 2億8,000万円以内】 + 【SN保証枠 2億8,000万円以内】</p> <p>②危機関連保証の認定を受けた場合 【一般保証限度額 2億8,000万円以内】 + 【SN保証枠 2億8,000万円以内】 + 【危機関連枠 2億8,000万円以内】</p>										
その他	<u>セーフティネット保証を受けるための根拠となる売上高等の減少については、あらかじめ町の認定を受ける必要がありますので、ご注意ください。詳しくはお問い合わせください。</u>										
問合せ	<p>【保証制度について】 福島県信用保証協会 会津支店 電話：0242-23-9171</p> <p>【売上認定について】 南会津町役場 商工観光課 商工振興係 電話：0241-62-6200</p>										

支援制度⑥	新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）																		
支援内容	貸付（融資）																		
対象者	セーフティネット保証制度（18ページ支援制度⑤を参照）の認定を受けている中小企業																		
制度概要	<p>●セーフティネット保証制度の認定を受けている中小企業を対象に、貸付を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付要件</td> <td>①セーフティネット保証5号の認定を受けた個人事業主（小規模に限る） ②セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業（①を除く） ③セーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を受けた中小企業</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>設備資金、運転資金</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年1.5%以内 ※借入後3年間は実質無利子</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>①セーフティネット保証5号の認定を受けた個人事業主（小規模に限る）：不要 ②セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業（①を除く）：1/2 ③セーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を受けた中小企業：不要</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td>原則法人の代表者以外は不要</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>10年以内（据置期間5年以内）</td> </tr> <tr> <td>申請期限</td> <td>令和2年12月31日</td> </tr> </table>	貸付要件	①セーフティネット保証5号の認定を受けた個人事業主（小規模に限る） ②セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業（①を除く） ③セーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を受けた中小企業	対象経費	設備資金、運転資金	貸付限度額	3,000万円	貸付利率	年1.5%以内 ※借入後3年間は実質無利子	保証料	①セーフティネット保証5号の認定を受けた個人事業主（小規模に限る）：不要 ②セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業（①を除く）：1/2 ③セーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を受けた中小企業：不要	担保	無担保	保証人	原則法人の代表者以外は不要	貸付期間	10年以内（据置期間5年以内）	申請期限	令和2年12月31日
貸付要件	①セーフティネット保証5号の認定を受けた個人事業主（小規模に限る） ②セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業（①を除く） ③セーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を受けた中小企業																		
対象経費	設備資金、運転資金																		
貸付限度額	3,000万円																		
貸付利率	年1.5%以内 ※借入後3年間は実質無利子																		
保証料	①セーフティネット保証5号の認定を受けた個人事業主（小規模に限る）：不要 ②セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業（①を除く）：1/2 ③セーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を受けた中小企業：不要																		
担保	無担保																		
保証人	原則法人の代表者以外は不要																		
貸付期間	10年以内（据置期間5年以内）																		
申請期限	令和2年12月31日																		
問合せ	<p>【特別資金について】 福島県 経営金融課 電話：024-521-7288</p> <p>【貸付相談・申込み】 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）</p>																		

支援制度⑦	新型コロナウイルス対策特別資金（有利子型）																		
支援内容	貸付（融資）																		
対象者	セーフティネット保証制度（18ページ支援制度⑤を参照）の認定を受けている中小企業																		
制度概要	<p>●セーフティネット保証制度の認定を受けている中小企業を対象に、貸付を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付要件</td> <td>セーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を受けている中小企業</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>設備資金、運転資金</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>8,000万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年1.5%以内（固定）</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>年0.5%</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>審査により必要となる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td>法人は原則として1名以上、個人は必要による（原則第三者保証人は不要）</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>10年以内（据置期間1年以内）</td> </tr> <tr> <td>取扱期間</td> <td>令和3年3月31日融資実行分まで ※セーフティネット保証制度の取り扱いが終了次第、本資金も終了します。</td> </tr> </table>	貸付要件	セーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を受けている中小企業	対象経費	設備資金、運転資金	貸付限度額	8,000万円	貸付利率	年1.5%以内（固定）	保証料	年0.5%	担保	審査により必要となる場合があります。	保証人	法人は原則として1名以上、個人は必要による（原則第三者保証人は不要）	貸付期間	10年以内（据置期間1年以内）	取扱期間	令和3年3月31日融資実行分まで ※セーフティネット保証制度の取り扱いが終了次第、本資金も終了します。
貸付要件	セーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を受けている中小企業																		
対象経費	設備資金、運転資金																		
貸付限度額	8,000万円																		
貸付利率	年1.5%以内（固定）																		
保証料	年0.5%																		
担保	審査により必要となる場合があります。																		
保証人	法人は原則として1名以上、個人は必要による（原則第三者保証人は不要）																		
貸付期間	10年以内（据置期間1年以内）																		
取扱期間	令和3年3月31日融資実行分まで ※セーフティネット保証制度の取り扱いが終了次第、本資金も終了します。																		
問合せ	<p>【特別資金について】 福島県 経営金融課 電話：024-521-7288</p> <p>【貸付相談・申込み】 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）</p>																		

支援制度⑩	新型コロナウイルス感染症特別貸付（中小企業向け）												
支援内容	貸付（融資）												
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が減少し、業績が悪化している中小企業（商工中金の株主である中小企業組合、またはその組合員）												
制度概要	<p>●商工中金の株主である中小企業組合、またはその組合員を対象に、貸付を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象経費</td> <td>設備資金、運転資金</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>3億円 ※元高（累計貸付額）が20億円以内である必要があります。</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>借入後3年間は1億円を上限に【所定利率－0.9%】により算出 4年目以降は所定利率 ※所定利率については、お問い合わせください。</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>貸付要件</td> <td>①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年比または前々年比5%以上減少していること、またはこれと同等の状況にあること ②中長期的な視点から、業績が回復し、発展が見込まれること</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>①設備資金20年以内（据置期間5年以内） ②運転資金15年以内（据置期間5年以内）</td> </tr> </table>	対象経費	設備資金、運転資金	貸付限度額	3億円 ※元高（累計貸付額）が20億円以内である必要があります。	貸付利率	借入後3年間は1億円を上限に【所定利率－0.9%】により算出 4年目以降は所定利率 ※所定利率については、お問い合わせください。	担保	無担保	貸付要件	①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年比または前々年比5%以上減少していること、またはこれと同等の状況にあること ②中長期的な視点から、業績が回復し、発展が見込まれること	貸付期間	①設備資金20年以内（据置期間5年以内） ②運転資金15年以内（据置期間5年以内）
対象経費	設備資金、運転資金												
貸付限度額	3億円 ※元高（累計貸付額）が20億円以内である必要があります。												
貸付利率	借入後3年間は1億円を上限に【所定利率－0.9%】により算出 4年目以降は所定利率 ※所定利率については、お問い合わせください。												
担保	無担保												
貸付要件	①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年比または前々年比5%以上減少していること、またはこれと同等の状況にあること ②中長期的な視点から、業績が回復し、発展が見込まれること												
貸付期間	①設備資金20年以内（据置期間5年以内） ②運転資金15年以内（据置期間5年以内）												
問合せ	・商工中金 会津若松営業所 電話：0242-26-2617												

支援制度⑪	小規模事業者経営改善資金特別貸付（マル経融資）														
支援内容	貸付（融資）														
対象者	町商工会等が実施する経営指導を受けている小規模事業者														
制度概要	<p>●経営指導を受けている小規模事業者を対象に、貸付を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象経費</td> <td>設備資金、運転資金</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>通常の融資枠2,000万円＋別枠で1,000万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>借入後3年間は【経営改善利率－0.9%】により算出 4年目以降は経営改善利率 ※経営改善利率については、お問い合わせください。</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>貸付要件</td> <td>①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年比または前々年比5%以上減少していること、またはこれと同等の状況にあること ②町商工会等の経営指導を受けていること ③商工会長等から推薦を受けること</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>①設備資金10年以内（据置期間4年以内） ②運転資金7年以内（据置期間3年以内）</td> </tr> </table>	対象経費	設備資金、運転資金	貸付限度額	通常の融資枠2,000万円＋別枠で1,000万円	貸付利率	借入後3年間は【経営改善利率－0.9%】により算出 4年目以降は経営改善利率 ※経営改善利率については、お問い合わせください。	担保	無担保	保証人	不要	貸付要件	①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年比または前々年比5%以上減少していること、またはこれと同等の状況にあること ②町商工会等の経営指導を受けていること ③商工会長等から推薦を受けること	貸付期間	①設備資金10年以内（据置期間4年以内） ②運転資金7年以内（据置期間3年以内）
対象経費	設備資金、運転資金														
貸付限度額	通常の融資枠2,000万円＋別枠で1,000万円														
貸付利率	借入後3年間は【経営改善利率－0.9%】により算出 4年目以降は経営改善利率 ※経営改善利率については、お問い合わせください。														
担保	無担保														
保証人	不要														
貸付要件	①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年比または前々年比5%以上減少していること、またはこれと同等の状況にあること ②町商工会等の経営指導を受けていること ③商工会長等から推薦を受けること														
貸付期間	①設備資金10年以内（据置期間4年以内） ②運転資金7年以内（据置期間3年以内）														
問合せ	・南会津町商工会 電話：0241-62-0329 ・日本政策金融公庫 会津若松支店 電話：0242-27-3120														

支援制度⑧	新型コロナウイルス感染症特別貸付（小規模事業者、個人事業主向け）												
支援内容	貸付（融資）												
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が減少し、業績が悪化している小規模事業者、個人事業主（フリーランスを含む）												
制度概要	<p>●小規模事業者や個人事業主を対象に、貸付を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象経費</td> <td>設備資金、運転資金</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>6,000万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>借入後3年間は3,000万円を上限に【基準利率－0.9%】により算出 4年目以降は基準利率 ※基準利率については、お問い合わせください。</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>貸付要件</td> <td>①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年比または前々年比5%以上減少していること、またはこれと同等の状況にあること ※定性的な説明でも柔軟に対応します。 ②中長期的な視点から、業績が回復し、発展が見込まれること</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>①設備資金20年以内（据置期間5年以内） ②運転資金15年以内（据置期間5年以内）</td> </tr> </table>	対象経費	設備資金、運転資金	貸付限度額	6,000万円	貸付利率	借入後3年間は3,000万円を上限に【基準利率－0.9%】により算出 4年目以降は基準利率 ※基準利率については、お問い合わせください。	担保	無担保	貸付要件	①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年比または前々年比5%以上減少していること、またはこれと同等の状況にあること ※定性的な説明でも柔軟に対応します。 ②中長期的な視点から、業績が回復し、発展が見込まれること	貸付期間	①設備資金20年以内（据置期間5年以内） ②運転資金15年以内（据置期間5年以内）
対象経費	設備資金、運転資金												
貸付限度額	6,000万円												
貸付利率	借入後3年間は3,000万円を上限に【基準利率－0.9%】により算出 4年目以降は基準利率 ※基準利率については、お問い合わせください。												
担保	無担保												
貸付要件	①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年比または前々年比5%以上減少していること、またはこれと同等の状況にあること ※定性的な説明でも柔軟に対応します。 ②中長期的な視点から、業績が回復し、発展が見込まれること												
貸付期間	①設備資金20年以内（据置期間5年以内） ②運転資金15年以内（据置期間5年以内）												
問合せ	・日本政策金融公庫 会津若松支店 電話：0242-27-3120												

支援制度⑨	新型コロナウイルス感染症特別貸付（中小企業向け）												
支援内容	貸付（融資）												
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が減少し、業績が悪化している中小企業												
制度概要	<p>●中小企業（資本金1,000万円以上）を対象に、貸付を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象経費</td> <td>設備資金、運転資金</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>3億円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>借入後3年間は1億円を上限に【基準利率－0.9%】により算出 4年目以降は基準利率 ※基準利率については、お問い合わせください。</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>貸付要件</td> <td>①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年比または前々年比5%以上減少していること、またはこれと同等の状況にあること ②中長期的な視点から、業績が回復し、発展が見込まれること</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>①設備資金20年以内（据置期間5年以内） ②運転資金15年以内（据置期間5年以内）</td> </tr> </table>	対象経費	設備資金、運転資金	貸付限度額	3億円	貸付利率	借入後3年間は1億円を上限に【基準利率－0.9%】により算出 4年目以降は基準利率 ※基準利率については、お問い合わせください。	担保	無担保	貸付要件	①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年比または前々年比5%以上減少していること、またはこれと同等の状況にあること ②中長期的な視点から、業績が回復し、発展が見込まれること	貸付期間	①設備資金20年以内（据置期間5年以内） ②運転資金15年以内（据置期間5年以内）
対象経費	設備資金、運転資金												
貸付限度額	3億円												
貸付利率	借入後3年間は1億円を上限に【基準利率－0.9%】により算出 4年目以降は基準利率 ※基準利率については、お問い合わせください。												
担保	無担保												
貸付要件	①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年比または前々年比5%以上減少していること、またはこれと同等の状況にあること ②中長期的な視点から、業績が回復し、発展が見込まれること												
貸付期間	①設備資金20年以内（据置期間5年以内） ②運転資金15年以内（据置期間5年以内）												
問合せ	・日本政策金融公庫 福島支店 電話：024-522-9241												

支援制度⑭	新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度				
支援内容	利子補給				
対象者	支援制度（事業者向け）⑧～⑬を活用した事業者				
制度概要	<p>●各種特別貸付を活用した事業者を対象に、借入後3年間の利子を補給します。</p> <table border="1"> <tr> <td>補給対象</td> <td> 各種新型コロナウイルス感染症特別貸付を活用し、以下の要件を満たす事業者 ①個人事業主（小規模に限る）：要件なし ②小規模事業者（法人に限る）：売上高が15%以上減少した事業者 ③中小企業者（①、②を除く）：売上高が20%以上減少した事業者 ※売上高は、最近1カ月以降の3カ月間のうち、いずれか1カ月を抽出し、前年または前々年と比較を行います。 </td> </tr> <tr> <td>給付内容</td> <td> 借入後3年間、発生した利子を全額補給します。 ①日本政策金融公庫の特別貸付を活用した場合 小規模事業者または個人事業主（上限3,000万円）、中小企業（上限1億円） ②商工中金の特別貸付を活用した場合 中小企業（上限1億円） </td> </tr> </table>	補給対象	各種新型コロナウイルス感染症特別貸付を活用し、以下の要件を満たす事業者 ①個人事業主（小規模に限る）：要件なし ②小規模事業者（法人に限る）：売上高が15%以上減少した事業者 ③中小企業者（①、②を除く）：売上高が20%以上減少した事業者 ※売上高は、最近1カ月以降の3カ月間のうち、いずれか1カ月を抽出し、前年または前々年と比較を行います。	給付内容	借入後3年間、発生した利子を全額補給します。 ①日本政策金融公庫の特別貸付を活用した場合 小規模事業者または個人事業主（上限3,000万円）、中小企業（上限1億円） ②商工中金の特別貸付を活用した場合 中小企業（上限1億円）
補給対象	各種新型コロナウイルス感染症特別貸付を活用し、以下の要件を満たす事業者 ①個人事業主（小規模に限る）：要件なし ②小規模事業者（法人に限る）：売上高が15%以上減少した事業者 ③中小企業者（①、②を除く）：売上高が20%以上減少した事業者 ※売上高は、最近1カ月以降の3カ月間のうち、いずれか1カ月を抽出し、前年または前々年と比較を行います。				
給付内容	借入後3年間、発生した利子を全額補給します。 ①日本政策金融公庫の特別貸付を活用した場合 小規模事業者または個人事業主（上限3,000万円）、中小企業（上限1億円） ②商工中金の特別貸付を活用した場合 中小企業（上限1億円）				
問合せ	・中小企業 金融相談窓口 電話：0570-783183				

支援制度⑮	緊急経済対策利子等補給事業		
支援内容	利子・保証料補給		
対象者	町商工会を通じた融資や金融機関等からの借入を行う町内事業者		
制度概要	<p>●町商工会や民間金融機関からの借入金に関わる利子や保証料を補給します。</p> <table border="1"> <tr> <td>補給内容</td> <td> ①商工会を通じた経営改善資金等に関わる既存借入金の利子補給率 <u>現行の2/3から3/3に変更（令和2年度申請額を含めて3年間）</u> ②民間金融機関が取り扱う福島県の新型コロナウイルス対応制度資金融資等に関わる利子及び保証料 <u>3,000万円を上限に、利子：1.5%以内、保証料0.5%以内を補給（初回返済月から3年間に限る）</u> ③国の特別利子補給制度に該当しない事業者が負担する利子及び保証料 <u>3,000万円を上限に、利子：1.5%以内、保証料0.5%以内を補給（初回返済月から3年間に限る）</u> ※①～③に国や県による利子及び保証料の補給がある場合は、その分を除きます。 </td> </tr> </table>	補給内容	①商工会を通じた経営改善資金等に関わる既存借入金の利子補給率 <u>現行の2/3から3/3に変更（令和2年度申請額を含めて3年間）</u> ②民間金融機関が取り扱う福島県の新型コロナウイルス対応制度資金融資等に関わる利子及び保証料 <u>3,000万円を上限に、利子：1.5%以内、保証料0.5%以内を補給（初回返済月から3年間に限る）</u> ③国の特別利子補給制度に該当しない事業者が負担する利子及び保証料 <u>3,000万円を上限に、利子：1.5%以内、保証料0.5%以内を補給（初回返済月から3年間に限る）</u> ※①～③に国や県による利子及び保証料の補給がある場合は、その分を除きます。
補給内容	①商工会を通じた経営改善資金等に関わる既存借入金の利子補給率 <u>現行の2/3から3/3に変更（令和2年度申請額を含めて3年間）</u> ②民間金融機関が取り扱う福島県の新型コロナウイルス対応制度資金融資等に関わる利子及び保証料 <u>3,000万円を上限に、利子：1.5%以内、保証料0.5%以内を補給（初回返済月から3年間に限る）</u> ③国の特別利子補給制度に該当しない事業者が負担する利子及び保証料 <u>3,000万円を上限に、利子：1.5%以内、保証料0.5%以内を補給（初回返済月から3年間に限る）</u> ※①～③に国や県による利子及び保証料の補給がある場合は、その分を除きます。		
問合せ	・南会津町役場 商工観光課 商工振興係 電話：0241-62-6200 ・館岩総合支所振興課 企画観光係 電話：0241-78-3330 ・伊南総合支所振興課 企画観光係 電話：0241-76-7715 ・南郷総合支所振興課 企画観光係 電話：0241-72-2900		

支援制度⑫	生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付																
支援内容	貸付（融資）																
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が減少し、業績が悪化している生活衛生関係事業者																
制度概要	<p>●生活衛生関係事業者を対象に、貸付を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象業種</td> <td>旅館業、公衆浴場、理容店、美容店、クリーニング、飲食店、食肉販売業、氷雪販売業、興行場</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>①設備資金 ②運転資金（振興計画に基づいて事業を実施する場合に限る）</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>6,000万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>借入後3年間は3,000万円を上限に【基準利率-0.9%】により算出 4年目以降は基準利率 ※基準利率については、お問い合わせください。</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td>原則法人の代表者以外は不要</td> </tr> <tr> <td>貸付要件</td> <td>①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年比または前々年比5%以上減少していること、またはこれと同様の状況にあること ②中長期的な視点から、業績が回復し、発展が見込まれること</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>①設備資金20年以内（据置期間5年以内） ②運転資金15年以内（据置期間5年以内）</td> </tr> </table>	対象業種	旅館業、公衆浴場、理容店、美容店、クリーニング、飲食店、食肉販売業、氷雪販売業、興行場	対象経費	①設備資金 ②運転資金（振興計画に基づいて事業を実施する場合に限る）	貸付限度額	6,000万円	貸付利率	借入後3年間は3,000万円を上限に【基準利率-0.9%】により算出 4年目以降は基準利率 ※基準利率については、お問い合わせください。	担保	無担保	保証人	原則法人の代表者以外は不要	貸付要件	①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年比または前々年比5%以上減少していること、またはこれと同様の状況にあること ②中長期的な視点から、業績が回復し、発展が見込まれること	貸付期間	①設備資金20年以内（据置期間5年以内） ②運転資金15年以内（据置期間5年以内）
対象業種	旅館業、公衆浴場、理容店、美容店、クリーニング、飲食店、食肉販売業、氷雪販売業、興行場																
対象経費	①設備資金 ②運転資金（振興計画に基づいて事業を実施する場合に限る）																
貸付限度額	6,000万円																
貸付利率	借入後3年間は3,000万円を上限に【基準利率-0.9%】により算出 4年目以降は基準利率 ※基準利率については、お問い合わせください。																
担保	無担保																
保証人	原則法人の代表者以外は不要																
貸付要件	①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年比または前々年比5%以上減少していること、またはこれと同様の状況にあること ②中長期的な視点から、業績が回復し、発展が見込まれること																
貸付期間	①設備資金20年以内（据置期間5年以内） ②運転資金15年以内（据置期間5年以内）																
問合せ	・日本政策金融公庫 会津若松支店 電話：0242-27-3120																

支援制度⑬	生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付														
支援内容	貸付（融資）														
対象者	県生活衛生営業指導センター等が実施する経営指導を受けている生活衛生関係営業を営む小規模事業者														
制度概要	<p>●経営指導を受けている生活衛生関係事業者を対象に、貸付を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象経費</td> <td>設備資金、運転資金</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>通常の融資枠2,000万円と別枠で1,000万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>借入後3年間は【経営改善利率-0.9%】により算出 4年目以降は経営改善利率 ※経営改善利率については、お問い合わせください。</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>貸付要件</td> <td>①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年比または前々年比5%以上減少していること、またはこれと同様の状況にあること ②原則6カ月以上、県生活衛生営業指導センター等の経営指導を受けていること ③生活衛生同業組合等の長から推薦を受けること</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>①設備資金10年以内（据置期間4年以内） ②運転資金7年以内（据置期間3年以内）</td> </tr> </table>	対象経費	設備資金、運転資金	貸付限度額	通常の融資枠2,000万円と別枠で1,000万円	貸付利率	借入後3年間は【経営改善利率-0.9%】により算出 4年目以降は経営改善利率 ※経営改善利率については、お問い合わせください。	担保	無担保	保証人	不要	貸付要件	①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年比または前々年比5%以上減少していること、またはこれと同様の状況にあること ②原則6カ月以上、県生活衛生営業指導センター等の経営指導を受けていること ③生活衛生同業組合等の長から推薦を受けること	貸付期間	①設備資金10年以内（据置期間4年以内） ②運転資金7年以内（据置期間3年以内）
対象経費	設備資金、運転資金														
貸付限度額	通常の融資枠2,000万円と別枠で1,000万円														
貸付利率	借入後3年間は【経営改善利率-0.9%】により算出 4年目以降は経営改善利率 ※経営改善利率については、お問い合わせください。														
担保	無担保														
保証人	不要														
貸付要件	①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年比または前々年比5%以上減少していること、またはこれと同様の状況にあること ②原則6カ月以上、県生活衛生営業指導センター等の経営指導を受けていること ③生活衛生同業組合等の長から推薦を受けること														
貸付期間	①設備資金10年以内（据置期間4年以内） ②運転資金7年以内（据置期間3年以内）														
問合せ	・日本政策金融公庫 会津若松支店 電話：0242-27-3120														

支援制度⑱	衛生環境激変対策特別貸付												
支援内容	貸付（融資）												
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が減少するなど業績が悪化し、衛生水準の維持向上に著しく支障をきたしている生活衛生関係営業者												
制度概要	<p>●生活衛生関係営業者を対象に、貸付を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象業種</td> <td>飲食店営業、喫茶店営業、旅館業</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>経営を安定させるために必要な運転資金</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>①飲食店営業・喫茶店営業：別枠で 1,000万円 ②旅館業：別枠で 3,000万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>①通常の場合：基準利率 ②振興計画に基づく事業を実施している場合：【基準利率－0.9%】により算出 ※基準利率については、お問い合わせください。</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>7年以内（据置期間2年以内）</td> </tr> <tr> <td>申請期限</td> <td>令和2年8月31日</td> </tr> </table>	対象業種	飲食店営業、喫茶店営業、旅館業	対象経費	経営を安定させるために必要な運転資金	貸付限度額	①飲食店営業・喫茶店営業：別枠で 1,000万円 ②旅館業：別枠で 3,000万円	貸付利率	①通常の場合：基準利率 ②振興計画に基づく事業を実施している場合：【基準利率－0.9%】により算出 ※基準利率については、お問い合わせください。	貸付期間	7年以内（据置期間2年以内）	申請期限	令和2年8月31日
対象業種	飲食店営業、喫茶店営業、旅館業												
対象経費	経営を安定させるために必要な運転資金												
貸付限度額	①飲食店営業・喫茶店営業：別枠で 1,000万円 ②旅館業：別枠で 3,000万円												
貸付利率	①通常の場合：基準利率 ②振興計画に基づく事業を実施している場合：【基準利率－0.9%】により算出 ※基準利率については、お問い合わせください。												
貸付期間	7年以内（据置期間2年以内）												
申請期限	令和2年8月31日												
問合せ	・日本政策金融公庫 福島支店 電話：024-522-9241												

支援制度⑲	農林漁業セーフティネット資金												
支援内容	貸付（融資）												
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、資金繰りに著しく支障をきたしている、またはきたすおそれのある農林漁業者												
制度概要	<p>●農林漁業者を対象に、貸付を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象業種</td> <td>農業、林業、漁業</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>経営を安定させるために必要な運転資金</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>①一般枠：1,200万円 ②特認枠：年間経費等の1.2/1.2 ※簿記記帳を行い、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に限り、特認枠が適用されます。</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年間0.1% ※ただし、公益財団法人農林水産長期金融協会が利子助成を行う金利負担軽減措置により、借入後5年間は実質無利子となります。</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>10年以内（据置期間3年以内）</td> </tr> </table>	対象業種	農業、林業、漁業	対象経費	経営を安定させるために必要な運転資金	貸付限度額	①一般枠： 1,200万円 ②特認枠： 年間経費等の1.2/1.2 ※簿記記帳を行い、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に限り、特認枠が適用されます。	貸付利率	年間0.1% ※ただし、公益財団法人農林水産長期金融協会が利子助成を行う金利負担軽減措置により、借入後5年間は実質無利子となります。	担保	無担保	貸付期間	10年以内（据置期間3年以内）
対象業種	農業、林業、漁業												
対象経費	経営を安定させるために必要な運転資金												
貸付限度額	①一般枠： 1,200万円 ②特認枠： 年間経費等の1.2/1.2 ※簿記記帳を行い、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に限り、特認枠が適用されます。												
貸付利率	年間0.1% ※ただし、公益財団法人農林水産長期金融協会が利子助成を行う金利負担軽減措置により、借入後5年間は実質無利子となります。												
担保	無担保												
貸付期間	10年以内（据置期間3年以内）												
問合せ	・日本政策金融公庫 福島支店 電話：024-522-9241												

支援制度⑯	外的変化対応資金																
支援内容	貸付（融資）																
対象者	経済的な環境の変化（新型コロナウイルス感染症等）により、売上が減少し、業績が悪化している中小企業																
制度概要	<p>●業績が悪化している中小企業を対象に、貸付を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象経費</td> <td>設備資金、運転資金</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>①セーフティネット保証制度の認定を受けた事業者 設備資金、運転資金ともに 5,000万円、併用する場合は5,000万円を上限 ②売上が3%以上減少している、または減少する見込みである事業者 設備資金：7,000万円、運転資金：5,000万円、併用する場合は7,000万円を上限</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>①セーフティネット保証制度の認定を受けた事業者：年1.7%以内 ②売上が3%以上減少している、または減少する見込みである事業者 ：年2.0%以内（固定）、年1.5%以内（変動）</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>詳しくは、お問い合わせください。</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>審査により必要となる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td>法人は原則1名以上、個人は必要による</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>①セーフティネット保証制度の認定を受けた事業者：10年以内（据置期間1年以内） ②売上が3%以上減少している、または減少する見込みである事業者 ：10年以内（据置期間3年以内）</td> </tr> <tr> <td>申請期限</td> <td>令和3年3月31日</td> </tr> </table>	対象経費	設備資金、運転資金	貸付限度額	①セーフティネット保証制度の認定を受けた事業者 設備資金、運転資金ともに 5,000万円 、併用する場合は5,000万円を上限 ②売上が3%以上減少している、または減少する見込みである事業者 設備資金： 7,000万円 、運転資金： 5,000万円 、併用する場合は7,000万円を上限	貸付利率	①セーフティネット保証制度の認定を受けた事業者：年1.7%以内 ②売上が3%以上減少している、または減少する見込みである事業者 ：年2.0%以内（固定）、年1.5%以内（変動）	保証料	詳しくは、お問い合わせください。	担保	審査により必要となる場合があります。	保証人	法人は原則1名以上、個人は必要による	貸付期間	①セーフティネット保証制度の認定を受けた事業者：10年以内（据置期間1年以内） ②売上が3%以上減少している、または減少する見込みである事業者 ：10年以内（据置期間3年以内）	申請期限	令和3年3月31日
対象経費	設備資金、運転資金																
貸付限度額	①セーフティネット保証制度の認定を受けた事業者 設備資金、運転資金ともに 5,000万円 、併用する場合は5,000万円を上限 ②売上が3%以上減少している、または減少する見込みである事業者 設備資金： 7,000万円 、運転資金： 5,000万円 、併用する場合は7,000万円を上限																
貸付利率	①セーフティネット保証制度の認定を受けた事業者：年1.7%以内 ②売上が3%以上減少している、または減少する見込みである事業者 ：年2.0%以内（固定）、年1.5%以内（変動）																
保証料	詳しくは、お問い合わせください。																
担保	審査により必要となる場合があります。																
保証人	法人は原則1名以上、個人は必要による																
貸付期間	①セーフティネット保証制度の認定を受けた事業者：10年以内（据置期間1年以内） ②売上が3%以上減少している、または減少する見込みである事業者 ：10年以内（据置期間3年以内）																
申請期限	令和3年3月31日																
問合せ	【特別資金について】 福島県 経営金融課 電話：024-521-7288 【貸付相談・申込み】 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）																

支援制度⑰	セーフティネット貸付										
支援内容	貸付（融資）										
対象者	社会的または経済的な環境の変化（新型コロナウイルス感染症等）により、売上が減少し、業績が悪化している中小企業、小規模事業者（個人事業主、フリーランスを含む）										
制度概要	<p>●業績が悪化している中小企業、小規模事業者を対象に、貸付を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象経費</td> <td>設備資金、運転資金</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>①中小企業：7億2,000万円 ②小規模事業者・個人事業主：4,800万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>基準利率 ※基準利率については、お問い合わせください。</td> </tr> <tr> <td>貸付要件</td> <td>以下のいずれかに該当する事業者で、中長期的な視点から、業績が回復し、発展が見込まれること ①最近の決算期における売上が前期比または前々期比5%以上減少していること ②最近3カ月間の売上が前年同期比または前々年同期比5%以上減少していること ③最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期と比較して悪化していること ④新型コロナウイルス感染症等の影響で、資金繰りに著しく支障をきたしていること ※多くの事業者が該当すると想定される要件を列挙しています。</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>①設備資金 15年以内（据置期間3年以内） ②運転資金 8年以内（据置期間3年以内）</td> </tr> </table>	対象経費	設備資金、運転資金	貸付限度額	①中小企業： 7億2,000万円 ②小規模事業者・個人事業主： 4,800万円	貸付利率	基準利率 ※基準利率については、お問い合わせください。	貸付要件	以下のいずれかに該当する事業者で、中長期的な視点から、業績が回復し、発展が見込まれること ①最近の決算期における売上が前期比または前々期比5%以上減少していること ②最近3カ月間の売上が前年同期比または前々年同期比5%以上減少していること ③最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期と比較して悪化していること ④新型コロナウイルス感染症等の影響で、資金繰りに著しく支障をきたしていること ※多くの事業者が該当すると想定される要件を列挙しています。	貸付期間	①設備資金 15年以内（据置期間3年以内） ②運転資金 8年以内（据置期間3年以内）
対象経費	設備資金、運転資金										
貸付限度額	①中小企業： 7億2,000万円 ②小規模事業者・個人事業主： 4,800万円										
貸付利率	基準利率 ※基準利率については、お問い合わせください。										
貸付要件	以下のいずれかに該当する事業者で、中長期的な視点から、業績が回復し、発展が見込まれること ①最近の決算期における売上が前期比または前々期比5%以上減少していること ②最近3カ月間の売上が前年同期比または前々年同期比5%以上減少していること ③最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期と比較して悪化していること ④新型コロナウイルス感染症等の影響で、資金繰りに著しく支障をきたしていること ※多くの事業者が該当すると想定される要件を列挙しています。										
貸付期間	①設備資金 15年以内（据置期間3年以内） ②運転資金 8年以内（据置期間3年以内）										
問合せ	【小規模事業者】 日本政策金融公庫 会津若松支店 電話：0242-27-3120 【中小企業】 日本政策金融公庫 福島支店 電話：024-522-9241										

相談窓口①	新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある方の相談窓口
相談内容	新型コロナウイルスに感染した疑いのある方は、すぐに医療機関を受診するのではなく、「かかりつけ医」または「帰国者・接触者相談センター」に電話でご相談ください。
問合せ	【帰国者・接触者相談センター】 電話：0120-567-747 受付：毎日（24時間／土・日・祝日含む）

相談窓口②	福島県の緊急事態措置に関する相談窓口
相談内容	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、福島県が実施する緊急事態措置に関する相談窓口です。ご不明な点等あれば、ご相談ください。
問合せ	【福島県緊急事態措置コールセンター】 電話：024-521-8643 受付：毎日（午前9時～午後6時／土・日・祝日含む）

相談窓口③	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口（国、県）
相談内容	国、県が設置する新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口です。ご不明な点等あれば、ご相談ください。
問合せ	【国：厚生労働省相談窓口】 電話：0120-565653 受付：毎日（午前9時～午後9時／土・日・祝日含む） 【県：福島県一般相談コールセンター】 電話：0120-567-177 受付：平日（午前8時30分～午後9時） 土・日・祝日（午前8時30分～午後5時15分）

相談窓口④	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口（南会津町）
相談内容	町では、感染症対策や予防法に関する相談窓口を設けていますので、お気軽にご相談ください。
問合せ	【南会津町役場 健康福祉課 健康増進係】 電話：0241-62-6180 受付：平日のみ（午前8時30分～午後5時15分）

相談窓口⑤	新型コロナウイルス感染症に関わる経済対策の相談窓口（南会津町）
相談内容	町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内事業者を支援するため、経済対策の相談窓口を設けています。ご不明な点等あれば、ご相談ください。
問合せ	【南会津町役場 商工観光課 商工振興係】 電話：0241-62-6200 受付：平日のみ（午前8時30分～午後5時15分）

相談窓口⑥	新型コロナウイルス感染症に関する「こころ」の相談窓口
相談内容	感染症の拡大や長い自粛生活の中で、ストレスや不安を感じている方専用の相談窓口です。お気軽にご相談ください。
問合せ	【福島県精神保健福祉センター：感染症に関する悩み専用回線】 電話：024-535-5560 受付：平日のみ（午前9時～午後5時） 【福島県精神保健福祉センター：心の健康に関する一般相談窓口】 電話：0570-064-556 受付：平日のみ（午前9時～午後5時）

相談窓口⑦	中小企業のためのひまわりほっとダイヤル
相談内容	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する法的な悩みごとについて、弁護士が相談に応じます。身近に相談できる弁護士がいない中小企業の皆さんは、ぜひご利用ください。
問合せ	<p>【中小企業のためのひまわりほっとダイヤル】 電話：0570-001-240 受付：平日のみ（午前10時～正午、午後1時～午後4時） ※電話が繋がらない場合は、オンライン申込フォームをご利用ください。</p> <p>【オンライン申込フォーム：PC、携帯、スマートフォン共通】 https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/chusho2015/online/</p>

相談窓口⑧	福島県信用保証協会による相談窓口
相談内容	県内6カ所の営業店や支店に「経営相談窓口」を開設し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障が生じている事業者を対象とした、資金調達や借入金の返済に関する相談窓口です。
問合せ	<p>【福島県信用保証協会 会津支店】 電話：0242-23-9171 受付：平日のみ（午前9時～午後5時）</p> <p>【休日電話相談窓口】 電話：024-526-2331 受付：土・日・祝日のみ（午前9時～午後5時）</p>

相談窓口⑨	中小企業等向けの融資制度に関する相談窓口
相談内容	中小企業や小規模事業者、農林漁業者向けの融資制度や申込み手続き等に関する相談窓口です。
問合せ	<p>【日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル】 電話：0120-154-505 受付：平日のみ（午前9時～午後5時）</p>

相談窓口⑩	県内事業者向けの各種相談窓口
相談内容	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内事業者を対象とした、資金繰りや経営相談、雇用・就労に関する相談窓口です。
問合せ	<p>【福島県経営金融課：資金繰りや経営相談に関すること】 電話：024-521-7288 受付：平日のみ（午前8時30分～午後5時15分）</p> <p>【福島県雇用労政課：雇用・就労に関すること】 電話：024-521-7290 受付：平日のみ（午前8時30分）～午後5時15分</p>

相談窓口⑪	福島県社会保険労務士会による無料電話相談窓口
相談内容	①雇用調整助成金等の各種助成金に関する相談 ②有給休暇及び休業手当といった休業に関する相談 ③新型コロナウイルス感染症に関する新たな助成金に関する相談 等
問合せ	<p>【休業等に関するホットライン】 電話：024-536-2270 受付：平日のみ（午前9時～午後4時）</p>

相談窓口⑫	労働問題に関する専用相談窓口（労働者向け）
相談内容	解雇や労働時間、転勤等の労働条件、勤労者福祉、雇用に関すること、職場での人間関係といった各種労働問題に関する相談窓口です。相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。
問合せ	<p>【中小企業労働相談所】 電話：0120-610-145 受付：平日のみ（午前9時～午後4時）</p>

相談窓口⑬	農林漁業者に関する相談窓口
相談内容	農林漁業に関する経営相談や支援制度を紹介する相談窓口です。
問合せ	<p>【農業に関する相談窓口】 南会津農林事務所 農業振興普及部 電話：0241-62-5644 南会津農林事務所 南郷普及所 電話：0241-72-2243</p> <p>【林業に関する相談窓口】 南会津農林事務所 森林林業部 電話：0241-62-5371</p> <p>【漁業に関する相談窓口】 福島県水産課 電話：024-521-7375</p> <p>※受付：平日のみ（午前8時30分～午後5時15分）</p>

相談窓口⑭	消費生活相談に関する窓口
相談内容	新型コロナウイルス感染症に関わる相談・情報提供を受け付けています。 事例①不審な業者から消毒作業に関する勧誘電話があった 事例②不審なマスク販売のメールが届いた 事例③感染症対策用品を購入したら、異なる商品が届いた 等
問合せ	<p>【福島県消費生活センター】 電話：024-521-0999 受付：平日（午前9時～午後6時30分） 第4日曜日（午前9時～午後4時30分）</p>

相談窓口⑮	消費生活無料法律相談に関する窓口
相談内容	新型コロナウイルス感染症に関わる無料法律相談を受け付けています。 事例①収入が減少したので、住宅ローンや保険を見直したい 事例②金融機関から借入をしたいが、多重債務の不安がある 等
問合せ	<p>【ファイナンシャルプランナーによる生活生計に関する相談窓口】 相談日：毎月第3木曜日、相談時間：午後1時～午後5時</p> <p>【弁護士による法律問題に関する相談窓口】 相談日：毎月第1・第3木曜日、相談時間：午後1時～午後5時</p> <p>※相談は事前予約が必要です。あらかじめ電話予約をお願いします。 福島県消費生活センター 電話：024-521-0999</p>

相談窓口⑯	運転免許更新に関する相談窓口
相談内容	運転免許有効期間の末日が令和2年3月13日から7月31日までの運転免許証をお持ちの方は、申請書を提出することにより、3カ月間運転期間及び更新可能期間が延長されます。
問合せ	<p>【福島運転免許センター】 電話：024-591-4381 受付：平日のみ（午前8時30分～午後5時）</p>

相談窓口⑰	子ども・子育てに関する相談窓口（南会津町）
相談内容	妊産婦や18歳までの子どもとその保護者を対象に、子どもの発達や養育に関する相談を受け付けています。保健師や臨床発達心理士、言語聴覚士の資格を持った専門員が対応しますので、お気軽にご相談ください。
問合せ	<p>【子育て世代包括支援センター「えがお」：南会津町役場 健康福祉課内】 電話：0241-62-6170 受付：平日のみ（午前8時30分～午後5時15分） メール：egao@minamiaizu.org</p>

相談窓口⑱	子ども・子育てに関する相談窓口（県）
相談内容	子どもの養育や子どもの心のケア等、あらゆる相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。
問合せ	<p>【児童相談所 南会津相談室：南会津保健福祉事務所内】 電話：0241-63-0309 受付：平日のみ（午前8時30分～午後5時15分）</p>

相談窓口⑱	人権に関する相談窓口
相談内容	差別、虐待、セクハラ、パワハラ、ネット（SNSを含む）上の書き込み等、あらゆる人権問題について相談を受け付けています。
問合せ	<p>【みんなの人権110番：全国共通人権相談ダイヤル】 電話：0570-003-110</p> <p>【子どもの人権110番：子どもの人権問題に関する専用ダイヤル】 電話：0120-007-110</p> <p>【女性の人権ホットライン：女性の人権問題に関する専用ダイヤル】 電話：0570-070-810</p> <p>【インターネット人権相談受付窓口：PC、携帯、スマートフォン共通】 https://www.jinken.go.jp/</p>

相談窓口⑳	女性・男性のための相談窓口
相談内容	家族・夫婦・友人との関係、学校・職場・地域での悩み、女性・男性・LGBTの生きづらさに関する相談、配偶者・恋人からの暴力（DV）等について、相談を受け付けているほか、法律相談や女性のためのカウンセリングを行っています。
問合せ	<p>【福島県男女共生センター相談室】 電話：0243-23-8320</p> <p>※面接相談や法律相談、カウンセリングをご希望の方は事前予約が必要です。</p>

相談窓口㉑	性暴力等被害救援協力機関「SACRAふくしま」による相談窓口
相談内容	性暴力の被害者に対し、被害直後から総合的な支援を提供することで、被害者の心身の負担を軽減します。産婦人科医療をはじめ心理的支援や法的支援等のコーディネートを行っています。
問合せ	<p>【SACRAホットライン】 電話：024-533-3940 受付：平日のみ 月・水・金（午前10時～午後8時） 火・木（午前10時～午後4時）</p>

相談窓口㉒	外国人住民のための相談窓口
相談内容	外国人住民からの生活相談について、11言語で対応しています。
問合せ	<p>【福島県国際交流協会】 電話：024-524-1316</p> <p>【日本、英、中国】 火～土（午前9時～午後5時15分：相談員による対応）</p> <p>【韓国、タガログ、ポルトガル、ベトナム】 木曜のみ（午前10時～午後2時：通訳員による対応）</p> <p>【タイ、ネパール、インドネシア、スペイン、韓国、タガログ、ポルトガル、ベトナム】 火～土（午前9時～午後5時15分：外部通訳サービスによる対応）</p>

相談窓口㉓	遠隔手話通訳サービス窓口
相談内容	<p>聴覚に障がいのある方が、帰国者・接触者外来を受診または入院等が必要になった場合に、タブレットやスマートフォンを通じて福島県聴覚障害者協会が実施する遠隔手話通訳を利用することができます。</p> <p>※タブレットやスマートフォン等を使用する場合は、事前にアプリのダウンロードとIDの登録が必要です。 Skype用ID：fukushima.zs4 FaceTime用ID：fukushima.zs4@icloud.com</p>
問合せ	<p>【福島県聴覚障害者協会】 電話：024-522-0681 受付：平日のみ（午前9時～午後5時）</p>



互いを思いやり、
人と自然がやさしさに包まれた、
安心と信頼のまち

**新型コロナウイルス感染症に関する
支援制度ガイドブック**

令和2年5月27日発行

編集発行 / 南会津町 総合政策課 広報情報係

〒967-0004 南会津町田島字後原甲 3531 番地 1

電話 0241-62-6210 FAX 0241-62-1288